

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和5年12月20日（水曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後4時20分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 星見 健蔵 副委員長 秋山 智博 委員 玉木 裕一 坂根 政代 谷口 明子 委員 岩永 安子 西村紳一郎 寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局次長 植田光一 局長補佐 毛利元		
出席説明員	<p>【福祉部】</p> 福祉部長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課課長補佐 山根 径 地域福祉課指導監査室長 山形 孝史 地域福祉課指導監査室室長補佐 松田 珠美 長寿社会課課長補佐 増田 和人 長寿社会課鳥取市中央包括支援センター所長 藤木 尚子 障がい福祉課課長 田川 新一 障がい福祉課課長補佐 太田 信一 生活福祉課長 枅谷 承文 生活福祉課課長補佐 田中 直美 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 藤本 嘉宏 保険年金課医療適正化推進室長 光浪佐紀子		
	<p>【健康子ども部】</p> 健康子ども部長 橋本 浩之 子ども家庭局長兼子ども未来課長 小野澤裕子 子ども未来課課長補佐 入江 竜生 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 子ども家庭相談センター所長 森田 誠一 子ども家庭相談センター所長補佐 梶 晶子 子ども発達支援センター所長 平戸 由美 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 竹内 一敏 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課課長補佐 竹内 大 健康・子育て推進課長 西尾 靖子 健康・子育て推進課健診推進室長 小森 里美 健康・子育て推進課課長補佐 小宮 覚 生活安全課長 森原 秀雄 生活安全課課長補佐 河本 秀樹		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時58分 開会

◆**星見健蔵委員長** 皆さん、おはようございます。1、2分早いようですけども、全員そろっておられるということでございますので、ただいまから福祉保健委員会を開会します。

本日の日程ですが、まず、福祉部の議案審査、陳情審査、続いて健康こども部の議案審査、陳情審査という流れとしておりますので、よろしくをお願いします。

【福祉部】

◆**星見健蔵委員長** それでは福祉部の審査に入ります前に、藏増福祉部長より御挨拶をいただきたいと思います。藏増部長。

○**藏増祐子福祉部長** はい。おはようございます。福祉部の藏増でございます。本日の案件は、12月12日に説明をさせていただきました議案7件と追加提案させていただいております予算の議案1件と条例の議案1件でございます。追加提案させていただきました議案第197号令和5年度鳥取市一般会計補正予算につきましては、福祉部の所管する部分といたしまして、障害福祉事業所物価高騰対策応援金といたしまして180万5,000円を計上させていただいております。次に議案第199号は、令和6年1月1日から始まります出産する被保険者の産前産後の期間の保険料を免除する制度に対応するため、鳥取市国民健康保険条例を一部改正させていただくものでございます。詳細につきましては担当課長のほうから説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

◆**星見健蔵委員長** はい、ありがとうございます。それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただいております。

議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆**星見健蔵委員長** それでは議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** はい。事業別概要77ページ、78ページの債務負担行為の生活福祉課の生活保護世帯の子どもに対する学習支援事業費と、それから次の就労準備支援事業費について伺います。生活福祉課、こども未来課、人権推進課、3課共同事業として平成29年から行っている事業です。違うな。3課合同は令和2年からかな。今回、それぞれの事業費に対応しておられる、まず、何人利用していらっしゃる方が今あるのかということと、それから、新年度に向けて4月から公募をかけていくわけなんですけど、何か課題みたいなことがあって、ぜひそこは変えていきたいなとかいうことがあるのかどうか、そこをまず教えてください。

◆**星見健蔵委員長** 枘谷課長。

○**枘谷承文生活福祉課長** はい。生活福祉課枘谷です。岩永委員より、現在それぞれの事業の利用人数と今後の課題ということで御質問いただきました。まず、学習支援事業につきましてで

すけども、生活福祉課での事業参加者数につきましては、小学校5年生～中学校3年生までを対象としておりますが、現在14名が利用をしております。ちなみに4月1日時点にはなりますが、この対象児童数につきましては96名おりますので、96名のうちの14名、14.6%が現在利用しているということでございます。続きまして、就労準備支援事業につきましては、ここにつきましては主に2つの事業、中間的就労のコースの事業と就労ボランティアのコースの事業がございまして、中間的就労につきましては11月末現在で61名、就労ボランティアにつきましては12名、計73名が利用をしております。ちなみに昨年度の最後の実績ですが、中間的就労につきましては50名、就労ボランティアにつきましては19名ということになっております。

今後の課題につきましては、学習支援事業のほうですが、やはり何とかこの学習の意欲を子供たちに高めていただきたいということがございます。年度前、3月ぐらいからは既に対象事業の世帯に訪問しまして事業の説明等々行っているところではございますが、やはり多いのは部活等で時間が取れないとかいうようなところで、なかなか学習にちょっと意欲が湧かないというところも聞いておりますので、そういうところを粘り強く、保護者を中心として学習支援のほうに参加をしていただくということが課題であると感じております。

もう1つの就労準備支援事業につきましては、先ほど人数のほう説明させていただきました。中間的就労のほうが少し増えている状況ではございますが、就労ボランティアが少し減っているというところがございます。就労ボランティア事業につきましては、直に就労になかなか向かえないなど、もう少し生活習慣、例えば約束の時間にきちっと来ていただけたらとか、そういったところを少し向上させていくような、集団での作業を通じてそういった取組をしるところですが、そこのところの人数が少し減っているというところがございますので、まずは集団活動に慣れていただく。それで、これは社会的なつながりを維持するという目的もございまして、そういったところで閉じ籠らずにちょっと外に出ていただくよう意欲をかき立てていくというふうなところを、日頃のケースワークを通じてさらに伸ばしていきたいというところを、来年度はやっていきたいというところがございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。ありがとうございます。学習支援事業のほうで、部活等で時間が取れないというのは、部活を一生懸命やっているってことなんかと思いますが、途中からの参加ってようなことが、年度途中からの参加が可能なのかなとか、6年生とか、特に中学3年生が高校入試に向けて年度途中からでも参加できるとか、あるいはそういう実態があるのかなというのと、それと、そういうのをぜひ支援していただきたいなと思いますし、就労ボランティアは分かるんですが、中間的就労ってのはどういうスタイルというか、就労ボランティアとどう違うのかなという辺と、どちらにしても粘り強く支援が必要な制度というか、参加を進めていただきたいなというふうに思うんですけど、そこを教えてください。

◆星見健蔵委員長 枘谷課長。

○枘谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枘谷です。岩永委員より学習支援事業の途中参加が可能かということと、中間的就労と就労ボランティアの違いということで御質問をいただきま

した。学習支援事業につきましては、3月、4月の間に各世帯を訪問しまして事業の説明と申込者の募集を行っているところです。それと同時に、参加をされない世帯につきましては、先ほど申しましたとおり、参加をされない理由ということで伺っているというところ、それで、部活等々で時間帯が合わないということになりましたら、中学3年の夏以降については少し空くだらうというところもありますので、そういった世帯には再度世帯のほうに訪問をして、参加を促すということで、途中参加も当然させていただくと、年間を通じて訪問するごとにどうですか、どうですかということで募集かけて、その気になっていただけた方には途中参加ということで事業に参加をいただいているというところです。

あと、就労ボランティアと中間的就労につきましては、就労ボランティアにつきましては、まずは集団で集まっていたいただいて集団での作業を行っていただくというところで、例えば公民館での草抜きですとか、カラオケボックスでの清掃活動ですとか、農園での農作業とか、そういったところをまずは集団でやっていただくというところが実際の作業でございます。中間的就労につきましては、実際にその方の希望職種、希望場所、希望時間帯、そういったものを具体的に聞いて、それでハローワーク等々でその職種の応募があるかどうか一緒に探して、それで、面談に至るまでケアしていくというところで、それで就職されたかどうかを確認して、また駄目でしたらまた振り返りというか、今回どこがいけなかったのかなということを支援員と共に考えて実際の就労につなげていくと、そういった事業になっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 今回の岩永委員の質問の箇所に関連する質問をさせていただきますが、生活保護就労準備支援事業費及び生活保護世帯の子どもに対する学習支援事業費、これまでに関連する取組というところで記述としてはあるんですが、やはり私たちが、じゃあ、この予算を債務負担行為でやらないといけんとかどうかという判断する場合には、やはり成果と反省点というのを、成果と課題と申しますか、そういったものも今後記述していただけると分かりやすいと思いますので、要望としてお願いをしたいと思っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。事業別概要書の28ページの上段でございます。重度障害者医療助成費ですが、増額補正ということで上がっております。この助成費の事業の現在の状況と、見込みと、そういう現状等、教えてほしいわけです。というのは、せんだって、この精神障がい者の保護者の方と意見交換をさせていただきまして、その中で1万5,000、1万8,000円の負担軽減を要望したいというようなお話がございました。まず現状とこの増額補正の今後の見通しについてお尋ねしたいなと思っております。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。西村委員からの御質問で、重度障害者医療助成費について現状と今後の見込みという御質問でしたが、現状といえますか、このたびは増額補正ということで実績に伴う増額なんですが、令和4年度の実績として、件数で8万2,886件、実績がございました。それで金額にしますと4億5,984万4,656円が令和4年度の実績です。それで5年度の見込み、今年度の見込みですけれども、今年度の4月～10月の実

績に伴う平均を出しまして、それを11月～3月まで見込んで出したものになりますが、件数としましては8万4,100件、金額にしまして4億7,231万5,168円ということで、件数は令和4年度の実績よりも1,214件増える見込みとしております。金額にしましては1,247万512円の増額ということで補正要求させていただいております。以上です。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 先ほどの単市の事業ですよね。単市の事業がそういうふうになっておるということですね。県も含めてですか。補正で4億7,600……。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。これは県も市も両方含めた金額になります。件数になります。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 補正ということで1,200件増えていると。増加傾向だということですよ。それで要は8,000円と1万5,000円の負担軽減が今後議論されるのかどうかというようなことが現状としてございます。そこら辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。今、西村委員がおっしゃったのは通院で1か月の上限が8,000円というところと、それは障がいの程度によっても金額は違っていると思いますが、県助成のものと単市の事業によっても違いますが、西村委員がおっしゃったのは通院の場合に上限8,000円という、月8,000円という負担、それから入院の場合は1万5,000円の負担ということだったと思います。それで、これについて今後は、今、利用している方で障がいの程度によっても違いますが、医療費が多くかかっている方の負担を少しでも軽くしたいというところで、今の助成限度額といいますか、これを変更する予定は今のところはありません。今後もこれを続けていきたいと考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。今、考えがないということだったんですが、保護者の会の方も高齢になっていらっしゃるし、障がいをお持ちの方はずっと薬を服用しなければならないというようなことがあって、それ大変体にもきついということですし、できるだけ費用の負担が軽くなればというようなことでしたので、検討する際にはそういう利用者の声も聞きながら、今後対応していただきたいな。要望です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。福祉保健部長にお聞きしたいんですが、すみません、突然指名で。今回の補正予算を見ますと、実際、保険年金課だとか、介護保険のところでのシステム改修という、こういう項目が見られます。ちょっと一市民的に見ますと、介護保険料が変わるとかそういう保険料が変わるといふときにはたびたびこのシステム上の改修というのが必要なのかどうか。毎回毎回、じゃあその3年ごとの見直しのたびにこの料金、この費用が発生するということになるのかどうか、金額だけ変更できるようなシステムにはならないのかということをお聞きしたいなというふうには思っています。

◆星見健蔵委員長 蔵増部長。

○蔵増裕子福祉部長 はい。すみません。介護保険料だとか、国民健康保険料だとかということでございますけれども、介護保険料のほうにつきましては保険料だけではなくて介護報酬が変わるとかっていう仕組みも3年に1度とかございますので、システム改修が必要となることが考えられますし、国民健康保険料のほうにつきましても同じように報酬改定はあまり影響はないんですけれども、システム改修を要するもの、保守の範囲でできるものの中にはあろうかとは思いますが、大体ほぼほぼシステム改修の経費が上がってくるということでございますし、それに対する国からの助成というものも出てまいりますので、その時期を逃さずに改修のほうはしていきたいというふうに考えております。

◆坂根政代委員 はい。分かりました。

◆星見健蔵委員長 そのほかございませぬか。玉木委員。玉木さんちょっと待って。

◆玉木裕一委員 はい。大丈夫です。どうぞ。

◆星見健蔵委員長 今の関連ですか。

◆西村紳一郎委員 142号の案件であるか、今、対応。

◆星見健蔵委員長 いや、だけじゃなしに全体のシステムについての質疑だったんで。玉木委員。

◆玉木裕一委員 はい。事業別概要書の23ページの下段です。社会福祉施設改修事業費で老健やすらぎの非常用発電機2,633万7,000円です。かなり高額なんですけれども、これ施設が今、築年数とかも含めてどのような状態で、何かまだまだこういう老朽化した不具合というか、更新経費かかってくるのかどうかということと、これ1社どのような発注形態をされていたのかということも併せてお伺いしたいです。

◆星見健蔵委員長 増田補佐。

○増田和人長寿社会課課長補佐 はい。長寿社会課増田です。お尋ねの件ですけれども、老健やすらぎですけれども、まず、平成4年になっています。ですので、30年ぐらい経っています。それで、この非常用発電機に関しましては、その当時の更新がされておられませんので中国電気保安協会等の検査が入るんですが、その中で動作不良を起こしております。具体的な内容は、作動時にオイルが漏れる、冷却水等が漏れる等の不具合が今、起きておりまして、普通ですと停電すると自動で非常用発電機は回るようになっているんですけども、今そうするとちょっと不具合があるということで手動に切り替えております。ただ、この手動の状態でも、実際動くかどうか、継続して動くかどうかというのが非常に不確定な状態で、検査でも早急に更新をすることということになっております。

それでこの非常用発電機等ですけれども、停電時等にスプリンクラー等にも電源を供給しておりますので、非常時に、何かあった際に起動しないと場合によっては大変な事態になるという想定がありまして、今回更新をさせていただくといったものになります。更新の方法なんですけれども、業者から見積りを取りまして入札というような形を取らせていただきたいと思います。以上です。

◆玉木裕一委員 はい。分かりました。

◆星見健蔵委員長 そのほか、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。事業別概要の27ページの下段に障害者自立支援法で施行事務費ということで、これもまたシステム改修に要する経費ということのようですが、その前に前段で福祉事業所の指導監督事業費の中でも障害福祉サービスの指定事業者の管理等、また、施設指定管理システムの改修とかありまして非常に分かりにくいですが、このシステムの内容についてまたそれと具体的にどのような委託されるのか、その辺もちょっと詳しくお願いします。

◆星見健蔵委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 障がい福祉課田川でございます。まず、27ページ下段の障害者自立支援法施行事務費の中のシステム改修に関してです。寺坂委員のほうで御指摘のありましたとおり、今回のシステム改修は令和6年度の報酬改定、令和6年4月に予定されている3年に1度の障害福祉サービスの報酬改定に対応するために行うものでございます。それで、指導監査のほうとの違いでいいますと、この私どものシステムのほうは対象者個人向けの支給決定の処理とか、指導監査のほうは事業所に対しての計算とかっていう形なんですけど、私どものほうは個人の方への支給決定といった処理を行ったりっていうことであったり、あとは同じく事業者のほうからくる請求の審査の機能であったりということで、内容の幅としては私どものほうは大きくなってまして、金額もその分高くなっております。

それで内容としてはそういったことで、その経費の内訳としましてはソフトウェアの更新経費であったり、あとは作業であったり検証であったり実際に操作をする職員への説明であったりというような人件費が主になっておりまして、それで今年度に対応するものと、やっぱり今年度はまだはっきり全体が出ておりませんので、来年度以降に対応するものということで、来年度の分については当初予算でという形になりますけども、今回は今年度中に対応できる分っていうことで上げております。これは現在、富士通のほうで行っているシステムでございまして、同じ業者でないに対応できないということで、そちらのほうにお願いするというように考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 はい。指導監査室の山形です。23ページ上段の福祉事業所指導監督事業費のシステムのお話でございますが、障害福祉サービス指定事業者等の管理システムの改修や障害児施設指定管理システムの改修でございますが、これもシステム内容といたしましては田川課長の御説明のとおり、事業者を対象とする管理をするシステムでございます。今回見積りを計上させていただいた改修内容といたしまして、各システムの基本設計、それから結合テスト、それからプログラム適用等の作業内容になっております。

それから1番上の介護保険指定事業者等の管理システムにおきましても、これも事業者を管理させていただくシステムとなっております。このときに、例えば報酬改定に伴う加算であったりとか、そのほかの申請をしていただく内容について、こちらのほうで入力する過程となっております。結局、こちらのシステムを提供しておるところが県の情報センターやそれからベンダーであります佐賀電算センターが中心となっておりますので、これは供給しているベンダーが特定されますので、少し高額になっているのかなというふうに考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、谷口委員。

◆**谷口明子委員** はい。谷口です。事業別概要書28ページの下段と29ページの上段ですけれども、先ほど28ページの上段の重度障害者医療助成費のところの説明いただいたときに、事業内容のところが増が見込まれるためというふうに向って、それで、同じように28ページの下段の小児特別医療助成費も増が見込まれるためと。それで29ページの上段のひとり親家庭医療助成費も増が見込まれるためというふうに記載されていますが、やはり同じようにその10月までの平均値からの見込みが増になるというところでもよろしいでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** 池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** はい。保険年金課池上です。谷口委員からの御質問で小児特別医療助成費、それからひとり親家庭医療助成費、どちらも先ほどの重度障害者医療助成と同様に今年度の見込みとしましては、4月～10月までの平均を出しまして、それを11月以降も見込んだ額で要求をさせていただいております。

◆**星見健蔵委員長** 谷口委員。

◆**谷口明子委員** 谷口です。どれくらい件数としては増になりますか。

◆**星見健蔵委員長** 池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** はい。保険年金課池上です。小児特別医療助成費のほうですが、令和4年度の実績としまして件数で210万242件、金額としましては6億206万5,768円が4年度の実績でした。これを令和5年度、先ほど申し上げたように見込んだところ件数としましては23万4,674件で、金額としましては7億1,407万3,227円ということで、令和4年度よりも件数としては2万4,432件の増、金額としましては1億1,200万7,459円の増と見込んでおります。それからひとり親家庭の医療助成医療費ですが、令和4年度の実績が件数としましては2万4,967件、金額が7,735万348円でした。これを令和5年度見込みとしましては件数が2万5,712件、金額としましては8,276万3,259円です。件数では745件の増、それから金額では541万2,911円の増ということになっております。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、坂根委員。

◆**坂根政代委員** 事業別概要24ページの上段、長寿社会課の関係で養護老人ホーム入所事業費についてです。教えていただきたいんですが、これ指定管理の委託費というところで管理運営費、委託費というものと、あとは物価高騰ということで光熱費の増加分の支援とこの2つあるわけですが、私が今までちょっと指定管理の関係で感じていたことは、大体指定管理の運営ということで言えば人件費も含めてここは委託費として出されますよね。でも、例えば実際、市の例えば人勧によってその給与分のアップがあっても委託先へのこういう委託料で人件費のアップということでの委託が、ほぼ、ほかの指定管理のところにはないと思うんですけど、実際こういうところに委託費として人件費の上増し分があるということの理由を説明していただきたいなということです。すごく回りくどかったですけど、すみません。よろしく願いいたします。

◆**星見健蔵委員長** 増田補佐。

○**増田和人長寿社会課課長補佐** はい。長寿社会課増田です。なごみ養護老人ホームでなんですけども、養護老人ホームは国の基準がございます。それで今回、補正させていただいたものは

当初予算で組んでいた予算と事業者、指定管理者さんが今年度配置した人員の実績を比べまして今年度配置された人員が当初の予算で算定していた基準よりも多くなったというか、勤続年数が長い方が配置されまして、この国が定める基準がちょっと高くなったと、その実績との差額を今回補正させていただいているといったところになります。ひとまず以上です。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。その国の基準というところがあるというこういう福祉施設等はこの措置があり得るんだという理解でよろしいですか。

◆星見健蔵委員長 増田補佐。

○増田和人長寿社会課課長補佐 はい。長寿社会課増田です。そうですね、おっしゃられているとおりでして、ちょっと普通の指定管理施設とはこの養護老人ホーム委託費というか、指定管理料の算定の仕方が違うといったところになります。以上です。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。

◆星見健蔵委員長 そのほか、ございますか。よろしいですか。それではないようでございます。以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め、以上で討論を終結します。これより議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第141号令和5年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第141号令和5年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）につきまして質疑を行います。本案について質疑はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 先方から昨年度と比べてっていうことで出ているんですけど90ページの国民健康保険の上段は療養費の増が見込まれるため増額補正を行うもの、下段が高額療養費の額が見込まれるため増額補正を行うものっていうことなんですけど、去年と比べて多くなっているということなんですけど、そこらの原因はどういうふうにご考えておられますか。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課の池上です。医療費、医療給付費なり高額療養費の増ということで、今年度医療費が増えているという現状がありまして、全体的にですけれども、いろいろちょっと調べてみております。それで、これがという明確な答えというものはありませんが、いろいろなところで調べてみたところ、まず、全国的に医療費が増えている傾向にあるというのは国保中央会なりが出されている数値等で見取れます。それがなぜなのかというところの原因は、コロナ禍で急がないと言っておかしいですけども、少し受診を控えておられたりとか、そういった傾向にあったものが今年度5類に移行したことによって先送りしていた治療にかかろうかっておっしゃる方がいるという現状もありますし、それに併

せて高額療養費が増えているというのは、やはりこれは市立病院にしかちょっと聞いておりませんが、入院とか手術とかそういったものが増えてきているのは実態としてあるようです。そういったところから見ても、あとは先ほど小児もありましたけども、子供については今年度様々な感染症が増えておりました、やはり免疫力が低下をしているんじゃないかっていうようなお医者様の見解も出ておりますので、そういった総合的に見て医療費が増えているのかなというふうに感じているところです。以上です

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。先送りできるものだったのかどうかというのは分からないですけど、その先送りした分ですね、やっぱり入院や手術が必要になったと、結果的にね。いうことも反面あるんじゃないかというふうに思います。なかなかコロナ禍で早期治療につながらなかった、つなげることができなかったということもあるのかなというふうに感想を持ちます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 はい、それでは質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第141号令和5年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第142号令和5年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第142号令和5年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 92ページの下段なんですけど、家族介護慰労金の支給見込みの増による補正予算ということなんですけど、今の実態をまずお聞きします。

◆星見健蔵委員長 増田補佐。

○増田和人長寿社会課課長補佐 はい。長寿社会課増田です。現在の状況ということですけど、今回補正を上げさせていただいたんですけども、現在、もう予算3件、全件申請が来ているというような状況で現在予算残がゼロといった現状になっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。3件見込んで既に3件になっているということです。財源内訳の資料をいただいたんですけど、国とか県とかからの支出も財源が充てられとって、特定財源というのと、それから一般財源、一般というのは鳥取市から出している分だと思うんですけど、特定財源というのは介護保険ですか。

◆星見健蔵委員長 増田補佐。

○増田和人長寿社会課課長補佐 はい。長寿社会課増田です。この家族介護者慰労金支給事業な

んですけども、介護保険制度の中の地域支援事業でやっておりまして、この事業別概要にも国費、県費等のパーセンテージが書いてあると思いますけども、その決められた地域支援事業の配分でやっております。ですので、お尋ねのとおり、介護保険料等充てて実施をしております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 家族介護慰労金の対象者、要介護4、5の人が非課税世帯で、それで、これを介護している家族も非課税世帯、非常に幅が狭い制度だと思うんですが、国がこういうふうに決めているんですか。

◆星見健蔵委員長 増田補佐。

○増田和人長寿社会課課長補佐 はい。長寿社会課増田です。特に国が決めっていると、細かいこの内容については国が決められているわけではなくて、市独自の内容になるということです。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 要介護4、5の方で、在宅で生活していらっしゃる方というのは多分長寿社会課でつかんでいると思うんですけど、その中で全く介護保険を利用していらっしゃらない方というのが何人おられるのかっていうのはつかんでおられますか。

◆星見健蔵委員長 増田補佐。

○増田和人長寿社会課課長補佐 はい。長寿社会課増田です。ちょっと今、資料を探さないと把握している人数正確にはお答えできないんですけども、把握はさせていただいております。ただ、その中で、介護サービスを使用していない方というものは調べれば分かるんですけども、現状、長寿社会課のほうでは調べてないといった状況です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 要介護4、5の方が在宅で、全く介護保険利用していらっしゃらない方がどのくらいの割合でいらっしゃるのかっていうのは、ぜひつかんで全体にも教えていただきたいんですが、非課税だろうが非課税でなかろうが介護保険サービスを利用せずに在宅で介護するっていうのはほんとに大変なことだと思うので、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、この市の制度ですので、対象者を非課税に限らないというようなことを検討するべきじゃないかと思うんですが御意見どうでしょう。

◆星見健蔵委員長 増田補佐。

○増田和人長寿社会課課長補佐 はい。長寿社会課増田です。今日、課長が所用でお休みなもので、私からこうですというものはっきり明言できないところがあって申し訳ないですけども、持ち帰らせていただいて、検討はさせていただきたいかなと思うんですけども、なかなかどこまで全員にするのか、非課税等、どっかで線を引くのかというところ、なかなか難しいところだと思いますので、持ち帰らせていただきたいと思います。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 今回の件に関連することですが、私もこの非課税世帯というところに少し要望しておきたいと思いますが、子育て支援等、例えば、福祉部の地域福祉課の低所得者世帯に対す

る物価高騰の支援であるとか、そういうときには均等割世帯ということも対象にしておられるわけです。それで、今回の先ほど聞きましたら、この慰労金については市独自だという話ですから、市独自であれば市としてのやっぱり基準を同じように定めないといけないのではないかなと思うんです。今後というところでしっかりその辺を定めていただいて、次年度以降生かしていただきたいなというふうに要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

◆星見健蔵委員長 要望というところで、そのほか、よろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第142号令和5年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第145号令和5年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 続きまして議案第145号令和5年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 後期高齢者特別会計の人件費のアップ分なんですけど、鳥取市から、後期高齢者特別会計は広域ですよ、そこに鳥取市の職員が配置をされているから、この鳥取市の会計に人件費の増が出てくるというふうに考えるんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保健年金課長 はい。保険年金課池上です。このたびのこの後期高齢者医療特別会計の人件費は鳥取市から職員3名が広域連合に派遣をしておりますが、その職員の人件費ではなく、保険年金課に後期高齢者医療の事務を行っている職員がおりまして、その職員の人件費です。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め以上で討論を終結します。これより議案第145号令和5年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第161号鳥取市高齢者福祉施設の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 続きまして議案第161号鳥取市高齢者福祉施設の指定管理者の指定について質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。福祉部の施設の指定管理者の選考委員会のメンバーっていうのは、点数を見ると6人おられると思うんですが、どういう人がメンバーですか。

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課山内です。福祉部及び健康こども部の指定管理者選考委員会の担当を今年度しております地域福祉課です。選考委員のメンバーは外部委員が4名、内部委員が2名、計6名となっております。外部委員につきましては、それぞれ所属の団体のほうに推薦依頼をかけまして、自治連合会からお一人、連合婦人会の代表の方お一人、あと、中小企業診断士会の方お一人と、ちょっとすみません。あと、お一方が税理士の方お一人と、それで外部の方計4名、あとは内部の部内、健康こども部と福祉部の中からそれぞれ1名ずつということで、計6名となっております。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 福祉部及び健康こども部選考委員会だから、今言われた外部4名、内部2名の6の方がこれから選考する福祉部の関係、それから健康こども部の関係のが2つ出てるんですけど、そういうのに全部関わっていらっしゃるという理解でいいですね。

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課山内です。岩永委員おっしゃるとおりで両方とも施設について所管しております。

◆星見健蔵委員長 そのほか、玉木委員。

◆玉木裕一委員 この先回の資料ですかね、これ資料2のときに説明あったんですけど、収支予算報告書みたいな、なごみ苑についてはないんですよ。経営状況というか、財務状況というか、そういったところをお伺いしたいんですけども、ちょっとざっくりですけど。

◆星見健蔵委員長 増田補佐。

○増田和人長寿社会課課長補佐 はい。長寿社会課増田です。経営状況ということで、どこまでちょっとお答えするかっていうところなんですけども、モニタリングを毎年行っておりまして、どういった収支状況で運営できているかというものも市のほうでモニタリングをさせていただいております。一番最新のものと、令和4年度になります。令和4年度ですと、なごみ苑さん、計画している収入及び支出と実績なんですけども、収入の見込みが令和4年度ですと、2億6,000万ほど、大体実績は3億300万ほどとなっております。支出のほうは予算ですと、2億5,800万程度、それで実績のほうは2億9,700万程度ということになっております。ここ近年も特に赤字が出ているわけではなくて、健全に運営していただいているといったところですよ。以上です。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。玉木委員。

◆玉木裕一委員 これはそういうのを載せなかった理由とかあるんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 増田補佐。

○増田和人長寿社会課課長補佐 はい。長寿社会課増田です。ちょっと資料に載せてないという理由が今ちょっと分かりませんので、また回答させてください。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほかございますか。よろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第161号鳥取市高齢者福祉施設の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決……。

◆坂根政代委員 上げてない、上げてない。

◆星見健蔵委員長 玉木さん上げてなかった。先ほどの答弁が返ってこないから。

◆玉木裕一委員 もうちょっと、はい。

◆星見健蔵委員長 という理由ですか。挙手多数と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第162号鳥取市障害者福祉センターの指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第162号鳥取市障害者福祉センターの指定管理者の指定についてを質疑行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。ございませんか。よろしいですか。質疑なしと認め質疑を終結します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第162号鳥取市障害者福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第163号鳥取市湯谷荘の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第163号鳥取市湯谷荘の指定管理者の指定についてを質疑行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 評価点数を見ますと、2点評価を出しておられる方があって、その2点評価がたくさんあるんですけど、ここらについてはどういうふうに判断したらいいのでしょうか。

◆星見健蔵委員長 増田補佐。

○増田和人長寿社会課課長補佐 はい。長寿社会課増田です。委員さんの判断といったところで、低い点数をつけられた方がおられるといったところの御質問だったと思います。当日ヒアリング等で指定管理者さんが説明もされますし、こういった資料を提出されて委員さんが判断されるので、委員さんの判断ということでこちらも思っております。その中でやはりその経営、財務状況ですとか、ヒアリングのときの取組の状況を聞かれて、その委員さんが低い評価をつけられたのかなというふうのうちの方では考えております。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今年度いろいろ集客力をつけていく、集客の取組を行っていくっていうようなことになっているので、1年間様子を見ていくっていうことなんだとは思んですけど、もともとあそこだけでというのは、本当になかなかそうは言っても難しい河原地域で河原城やほか

の施設と連携取りながらお風呂もあってそこでキャンプもできてみたいということが書いてあったように思うんですけど、1年間のっていう指定管理で、いつもだったらもっと長いわけだけど、今回1年間そういう集客の取組をやるということでの指定管理ということですので、見ていきたいと思いますし、なかなか御苦労もあるだろうなというふうに思いながら点数も見せてもらいました。はい、感想ですけど。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。岩永委員の質問に関連しますが、私もここは気になっておりました。1年間という指定管理です。となると、じゃあ、いつ頃、次回の継続をするかどうか、その集客率であるとか、利用者の範囲っていうかね、利用者がどの辺から来ておられるかというこういう範囲も含めてということだったというふうに思いますけれど、いつ頃これは判断をされるという予定にされておりますか。

◆星見健蔵委員長 増田補佐。

○増田和人長寿社会課課長補佐 はい。長寿社会課増田です。指定期間が1年といったところで、また、来年度にはこういった指定の公募をまた出さないといけないということです。スケジュール感でいきますと、大体夏頃ぐらいまでには判断が必要なのかなと思っております。以上です。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほかございます。よろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶあり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第163号鳥取市湯谷荘の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第197号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 それでは続いて追加提案分に入ります。議案第197号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会に属する部分について執行部より説明お願いいたします。田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。追加の補正予算について説明申し上げます。事業別概要は9ページのほう御覧いただけますでしょうか。障害福祉事業所物価高騰対策応援金（物価高騰対応臨時交付金）の事業でございます。補正予算としましては180万5,000円をお願いするものでございます。これにつきましては、依然として物価高騰が続いておまして、障害福祉関係の事業所の光熱水費等の運営経費が増加している状況でございますけれども、これらの事業所の収入は基本的に公定価格などで決まっておまして、物価高騰分を価格転嫁できない状況がございます。障害福祉関係のサービスには大きく障害福祉サー

ビス事業、あと、障がい児通所支援事業、もう1つ、市町村が独自に行う地域生活支援事業の3つの種類がございますが、障害福祉サービス事業と障がい児通所支援事業の事業所に対しては、このたび県が11月補正予算で物価高騰対策事業として応援金を支給することを予定しているところがございます、本市としましては県事業の対象とならない、先ほど申し上げた3つの事業の1つであります地域生活支援事業の事業所を対象に応援金を支給しまして、物価高騰の中で、これらの事業所の運営の安定化を図ろうとするものでございます。

令和5年の6月の補正予算で実施しました応援金事業と同様のスキームでございます、今回は令和5年度下半期分ということで実施するものでございます。対象事業者数は地域活動支援センターが2か所、一般相談支援事業所が7か所、その他の地域生活支援の事業所が35か所の計44か所予定しております。応援金の額につきましては、県の応援金の事業所別ごとの基準額を参考としまして、事業所の事業内容や規模、県の対象事業と重複して事業実施している事業所は、その状況に応じまして1事業所3万5,000円から最高のところで20万5,000円ということで設定をしております。財源としましては、国の物価高騰対応臨時交付金が27万7,000円、財源は一般財源でございます、一般財源については、財政調整基金を活用することとしております。以上でございます。追加の補正予算に関する説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** 説明いただきました。それでは議案第197号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。谷口委員。

◆**谷口明子委員** はい。公明党の谷口です。今年度の6月補正予算に同様のものが上がっているんですけども、先ほど説明いただいたとおりですが、事業内容の事業所の数全く同じなんですけども、同じ事業所に支援金を支給するというところでよろしいでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** 田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。対象とする事業所につきましては同じでございますが、実際に、詳細につきましては6月時点から廃止した事業所も幾つかあり、また、新規の事業所もありまして結果的には同数となっておりますけども、そのような状況でございます。以上です。

◆**星見健蔵委員長** よろしいですか。谷口委員。

◆**谷口明子委員** はい。6月に支援金いただかれたところには支援金っていくということでよろしいですね。

◆**星見健蔵委員長** 田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川です。委員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、岩永委員。

◆**岩永安子委員** せっかくですので、廃止と新規の事業所の数、教えていただけますか。

◆**星見健蔵委員長** 田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。地域生活支援事業のほうの事業所でございますが、それぞれ2事業所ということで承知しております。以上です。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 廃止の地域活動支援センターが2つあって、別のところが2つ新規だという理解でいいですか。

◆星見健蔵委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 障がい福祉課田川でございます。ちょっと先ほど言い間違えたかもしれません。すみません。地域活動支援センターではなくて、地域生活支援事業所のほうです。廃止と申し上げましたが、正確には事業をやっていたらなかったということが分かって、そこを落として、また、新規の事業所としては2事業所だったというようなことでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほかございますか。よろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第197号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採用します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第199号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について（説明・質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 それでは引き続きまして議案第199号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についての説明をお願いします。池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。議案第199号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について御説明をさせていただきます。資料は本日お配りした横長のA4の資料の5ページを御覧ください。この条例改正ですけれども、国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、国民健康保険の被保険者が出産される際に、産前産後期間の保険料を軽減することを目的としているものです。それで、産前産後保険料の免除制度なんです。出産時の保険料負担について、既に厚生年金や健康保険、国民年金にはこういった免除制度があることを踏まえまして、国のほうで国民健康保険でも同様の配慮が必要との考え方から創設されたものです。また、子育て世帯の軽減や次世代育成などの観点から対象者の所得制限は設けられていません。

次に2番の改正内容ですが、保険料の減額については出産する年度に納める保険料のうち、出産予定月または出産日が属する月の前の月から4か月間、前の月から出産後の3か月間で併せて4か月間、多胎妊娠、2人以上の妊娠の場合には産前が3か月前、それで、出産予定月と産後2か月ということで6か月間、この期間の所得割の保険料と均等割保険料を免除することとなっております。次に届出についてですが、被保険者は出産予定日の6か月前から届け出ることが可能となっております。届出書に出産予定日などが確認できる書類として、母子健康手帳などの写しを添付することとしています。制度の周知については、10月のとっとり市報に

も掲載をさせていただきましたが、届出の具体的な内容等については本定例会で議決をいただいた後に、速やかに公式ホームページへ掲載するとともに、チラシを保険年金課や各総合支所、また、母子手帳を交付する窓口などで国保の被保険者の方に配布することとしています。

そのほか、市民課へ出生届を提出されて、子供の国保加入手続きに来られたお客様にも御案内することとしております。また、出産育児一時金というものがございまして、出産される際には出産育児一時金を申請されるんですが、その支払い対象者リストで確認をさせていただきまして、もし、届出が出ていない場合には、こちらのほうで職権で保険料の減額を適用することとしておりまして、被保険者の皆様がこの制度を漏れなく利用していただけるよう、努めていきたいと考えております。施行期日は令和6年1月1日です。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 説明いただきました。それでは議案第199号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 届出についてのところで、職権で出産一時金はもらっているけども、手続は出てなかったときに減額を適用するというのは、保険料出産一時金だから出産してから手続をされるわけですよね、それで、そうすると遡って保険料減額の対象にして届出がない場合には、そういう適用をするということでもいいですか。

◆**星見健蔵委員長** 池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** はい。保険年金課池上です。岩永委員がおっしゃられたとおりでして、出産予定日なり、出産日でこの申請、届出をしていただくことができるんですが、出産後にこの出産育児一時金の支払った対象リストというものが私たちのところにありますので、そのリストと届出をされた方とのすり合わせをして、もし出しておられない場合には、その年度の出産日から前の月1か月、それから出産月出産後2か月ということで、お一人の出産でしたら4か月間、この期間を年間の保険料から減額というか、賦課し直して再度、御本人のほうへ通知をさせていただくというようなことですので、遡ってというか、対象月には遡ってさせていただきますが、令和5年度につきましては、資料にもちょっと書いておりますけれども、令和6年1月からの施行ですので、例えば11月に出産された方でありましても、対象は1月分のみということになって、今年度についてはそういう適用になりますが、来年度以降は今おっしゃったような対応になります。以上です。

◆**星見健蔵委員長** よろしいですか。

◆**岩永安子委員** はい。

◆**星見健蔵委員長** そのほかございますか。坂根委員。

◆**坂根政代委員** 今のちょっと説明、少し納得がいかないんですが、例えば令和5年度においてはということで1月のみがということにというお話でしたけれど、12月に出産だった場合は2月とかも対象になり得ると思うんですけど、1月だけというのはなぜなのでしょう、令和5年度ということであれば含みがあるはずなんですけど。

◆**星見健蔵委員長** 池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** はい。保険年金課池上です。坂根委員さんの御質問にお答えします。この資料に今、御説明したのが、11月の出産予定月の方を参考としてちょっと載せてい

ますが、12月にもし出産された場合には、11月分、それから12月、1月、2月まで、です
で1月と2月が免除されます。

◆坂根政代委員 分かりました。それなら理解ができます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 ふるさと出産ということがあるわけですけど、ちょっとこれについて、ど
ういうフローになるのか確認させていただけたら。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。西村委員の御質問で里帰り出産ということだと思いま
すが、これは住所地、鳥取市にもし、転入をされて住所をこちらに移されて国保の被保になられ
たということであれば、その該当する月の分は鳥取市の保険料のほうから減額されますけれど
も、こちらに住所がない方については住所地の保険に入っていらっしゃると思いますので、そ
ちらの保険者のほうで減額されるものと思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございま
すか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第199号鳥取市国民健康保
険条例の一部改正についての採決を行います。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

令和5年陳情第9号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出を 求める陳情（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 それでは続きまして陳情審査に入ります。令和5年陳情第9号年金制度にお
ける外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出を求める陳情につきましては、前回の
委員会において継続審議することになっておりました。これを踏まえて委員の皆様から質疑、
御意見をいただきたいと思えます。岩永委員。

◆岩永安子委員 私、前回、もう一度この陳情の要旨、陳情の理由をよく読んでみました。まず、
陳情の要旨、脱退一時金の運用において日本人と外国人の被用者間で退職時の不公平が生じて
いるというふうになっておりまして、退職時っていう場合に外国人の方はどっかに勤めておら
れて年金に入られてということで、退職時ということがあるのかもしれないですけど、日本
人の方の場合、特にここで言われている国民年金ないし厚生年金っていう場合は退職時とい
うことがあるのかもしれませんが、国民年金の場合は退職時というようなことは発生しないわけ
で、この文章に書いてある日本人と外国人の被用者間で退職時の不公平が生じているとい
うのは、これはちょっと違うんじゃないのかなと思えました。年金制度を脱退するときの不公平
ということであれば、前回のときに星見委員さんが言われた死亡時の脱退のときの金額と外国人
の場合というのがありのかもしれないですけど、退職時の不公平っていうのはちょっとおか
しいんじゃないかなと思えました。

それから2番目の生活保護予備軍を無尽蔵に生み出す制度運用であり、地方財政上の問題があるところも、年金脱退一時金がということなんでしょうか。だけど、何が予備軍を生み出すのかっていうようなことがちょっとこの文章からは、私はよう読み取れません。それで、やっぱり厚生労働大臣が国会で答弁した今っていうところも、ここでは何を答弁したか分からないというふうに思います。文面審査ということですので、この陳情の文面から問題点ということでは読み取れないかなというふうに改めて思ったりしました。賛成できない意見書だなと思って読んでおります。

◆**星見健蔵委員長** そのほか質疑ですけども、そのほかの委員さんございませんか。前回は質疑は結構されておりますが、改めて谷口委員。

◆**谷口明子委員** はい。公明党谷口です。この文面からすると確かに主語がなかったりして分かりにくいなと本当に思うのですけれども、この脱退一時金の運用ということに関しては、脱退一時金の制度は外国人の方のために本当に必要なことだと確かに思うのですけれども、そのあと、また入国できて同じようなことが、繰り返すことができちゃうっていう制度が問題で、それによって財政が、生活保護受ける方、無年金の方とか、低所得の方が外国人で増えてしまうっていうことが起きてしまうっていうことの制度が問題だということもあって、それで、この陳情に関しては本当にぜひ早急に対応してもらいたい話だなとは思っているので賛成したいところではあります。

◆**星見健蔵委員長** 坂根委員。

◆**坂根政代委員** 私は反対という立場で意見を言わせていただきます。今回出ているのは文面審査がよく言われておまして、私も文をちょっとまた読み返してみましたけれど、1つは、確かに無年金である外国人の増加はというところの懸念、これは分かります。しかし、無年金は外国人だけではありません。日本人の中にもあると思いますし、併せて年金が払えないでいる方々も増えてきているというこういう現状があります。もう1つは、生活保護というのは外国人であろうが日本人であろうが保障されなければならない制度ということで、また年金と生活保護制度は違うと思うんですね。そういう意味でちょっとごちゃ混ぜになっているところがありますので、私自身は、今回については反対という立場であります。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。この件につきまして、陳情の趣旨というのは外国人への脱退一時金の是正を求める意見ということで、この年金制度の問題をきちっとした国でしてくださいという陳情でして、この内容が脱退一時金というのが外国人の国民保険料納めたか、また、厚生年金の加入期間が6か月以上あれば、帰国後2年以内に請求を行えば退職一時金が支給されるというこういう制度でして、非常に6か月滞在すれば、後、年金もらえるんだという。それでまた、再入国されているいろいろな仕事もなしにということ、またそこで生活保護を受けられるという、こういうことがなかなか地方財政も圧迫すると、鳥取市はどうか分かりませんが、全国的にその辺が外国人多いところはこういう傾向になると。この内容では75万件もあるということのようですけど、やはりこの中は地方から財政問題として声を上げる必要があるための調査及び改善を求める意見書の採択ということですので、この年金制度これの改善を求めておられると、

陳情の趣旨についても2番のほうの生活保護予備軍って書いてありますけど、これは待機みたいな感じで、生活保護をまた待っておられる方ということ、生み出すような感じも多いということのようですので、この意見については陳情として出すべきかなと、改善を求めるべきだと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。谷口です。生活保護が将来的に増えてしまうということは置いて、問題は、この脱退一時金の制度の内容の問題かと思います。それで、先ほど寺坂委員が言われました陳情の理由の最後のところに、調査及び改善を求める意見書の採択を陳情するというふうになっております。この制度の内容を、本当に改善を求めることが今回の趣旨だと思いますし、それによって結果的に無年金になって生活保護の方が増えるということは別として、その制度が問題だということでは是正、改善しないと将来本当に大変だな、これから。今回の一般質問でも外国人人材ということを取り上げられた方もおられましたし、外国人の人材、日本人の人口がだんだん減ってきて少子高齢化になっているところで、とても大事なところだと思いますので、外国人の方が働いていただくのも本当にありがたいことだと思いますが、ただ、その脱退一時金の悪用で入国出国繰り返してっていうようなことがないようにしていくことが大事かなと思うので、この制度の改善ということで賛成をしたいと思います。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 今、谷口委員は悪用ということを言われましたけれど、じゃあ、悪用の実態はここに書かれているのでしょうか。書かれてはいません。それが1つ。もう1つは外国人の問題というのは、労働力だけの問題ではなくって、ここに位置づいていただこうとしたらどういう、より制度が必要なのか、これはただ単に年金問題だけではないと思うんです。住まいの問題であるとか、人として本当にこう暮らしやすいまちになるかどうかとか、そういう制度が整っているかという、私たちはただ単に労働力として外国人に来てほしいと思っているわけではない。やはり一人の人間としてお互いが生きやすいそんな隣人になろうやと、こういうことはこの問題の根本にあるというふうに思っておりますので、谷口委員がおっしゃったことの意味合いも分かりますけれど、ここには書かれてないということをおまづはちょっとお伝えをしておきたいというふうに思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、谷口委員。

◆谷口明子委員 谷口です。おっしゃられること本当にそう思います。私も同じように思いますが、今回はこの脱退一時金の是正を求めるってことなので、その点に関して申し上げたまででありますので、はい。その改善を求めるということは必要だと思います。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 厚生年金は会社に勤められて、それで、会社側とそれから労働者と半分ずつ保険料を納めるわけですよ。それでもって、その一部が会社を辞めたとき、年金制度を脱退したときに一部が返還されるというものなので、そういう制度でその方が自分の母国に帰られて、またそこで生活されたり、あるいはよその国に行かれたり、また戻って来られたりということは、それはその保険料、年金保険料を納めたものの私は権利じゃないかというふうに思います。

それで、会社がきちんと納めていなかったために保険料を払ったつもりなのに一時金が出なかったというようなことも逆に現実問題としてあるわけで、それは別のことだというふうに思いますけど、脱退一時金がほんの年金を収めた年金制度の一部が返還されるものというふうに私は理解をしておりますので、それと年金制度の改善がというふうに言われますけど、このここに書かれている中身から抜本的な改善、前回のときから言われているような問題が改善されることにはならない意見書だというふうに、私は理解をしております。

◆星見健蔵委員長 そのほか、西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。次の年金制度改革、改正で議論してもらうための意見書だと私は思っています。やっぱりこの例外的な措置に対して議論してもらって改正していただくというのが趣旨だと思いますので、私は賛成したいと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか。よろしいですか。大体意見も出たようであります。それでは質疑を終結します。討論ございますか。ございませんか。坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。委員長、すみません。討論なのかちょっと要望なのか私がちょっと思案しているんですが、発言してよろしいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 討論です。

◆坂根政代委員 はい。分かりました。じゃあ、やめます。

◆星見健蔵委員長 討論ございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 それでは討論なしと認め討論を終結します。これより令和5年陳情第9号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出を求める陳情を採決します。本陳情に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 挙手多数で本陳情は採択とすることに決定しました。本陳情は意見書の提出を求めるものですので、委員会提出議案として意見書を提出することになります。意見書案が陳情者から提出されていますが、文案、提出先について御意見ございませんか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 生活保護予備軍ってありましたね。あそこをちょっとこう。

◆寺坂寛夫委員 言い回しを。

◆西村紳一郎委員 うん。

◆寺坂寛夫委員 よう分かるように、似たような感じで。

◆西村紳一郎委員 ちょっとあそこを訂正して、正副委員長任せますので、と私は、はい。

◆星見健蔵委員長 一応ここをこうしたいというところまでお願いします。任せられても困りません。今の西村委員は2番の部分ですね。

◆西村紳一郎委員 そこを削除。

◆星見健蔵委員長 削除。はい、西村委員。

◆西村紳一郎委員 削除してもらったと思います。

◆寺坂寛夫委員 予備軍だけを。

◆星見健蔵委員長 予備軍を削除。そのほか。はい、岩永委員。

- ◆岩永安子委員 72万件もの外国人の年金制度脱退を裁定するっていう、これは事実ということで確認をされて陳情の中に入れられるんでしょうか。一体いつの72万件なんですか。
- ◆星見健蔵委員長 これは誰に聞かれておられるんでしょうか。はい、岩永委員。
- ◆岩永安子委員 そうということが私は分からないので、これも削除していただきたいと思います。
- ◆星見健蔵委員長 その72万件という件数の部分ですか。
- ◆岩永安子委員 はい。3番。
- ◆星見健蔵委員長 うん、3番ね。
- ◆岩永安子委員 3番ね、3番全部、国側はその動向を把握していない。72万件がどういうもんかも私も分かりませんし、国側がその動向を把握しているのかどうかも私は分かりませんので、これも入れるっていうのはどうかというふうに思います。
- ◆星見健蔵委員長 この件につきましてそのほかの委員さんのほうで。
- ◆星見健蔵委員長 3番目。はい、秋山委員。
- ◆秋山智博副委員長 はい。同じくこの要旨の中にうたわれとる一番最初の部分ですね、退職時の不公平が生じている、これの根拠も示されていないので、こういう表現が妥当かどうかということもとても疑問だなと思っております。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 その退職時というところですか。
- ◆秋山智博副委員長 はい。
- ◆星見健蔵委員長 まず、岩永委員のほうから出された部分とそれから西村委員から出された2番目のその予備軍というところを削除、それから3番目は全て削除という岩永委員、それから秋山委員は1番目の退職時のというところについて、この件について皆さんのほうでいかがいたしましょうか。じゃあ、順番に皆さんのほうで決めていただきたいというふうに思います。まず、初めに西村委員から出された2番目の生活保護を無尽蔵に生み出す制度運用であり、地方財政上の問題があるということで、予備軍という言葉は削除するというところについてよろしいでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆星見健蔵委員長 はい、じゃあ、そのように予備軍という言葉は削除ということにさせていただきます。
- ◆岩永安子委員 全部ですか。
- ◆星見健蔵委員長 いや、その予備軍っていう言葉だけ、2番目は。
- ◆岩永安子委員 おかしいですよ、おかしいですよ。予備軍、生活保護予備軍だけを抜いたらおかしいですよ。何が。
- ◆寺坂寛夫委員 生活保護をここで生み出す。
- ◆岩永安子委員 これは。
- ◆星見健蔵委員長 いや、だけ、生活保護を無尽蔵に生み出す制度運用でありということにするっていうことですよ。この予備軍という言葉だけを削除して。
- ◆岩永安子委員 西村委員はそうやって言われた。
- ◆星見健蔵委員長 坂根委員。

- ◆**坂根政代委員** その生活保護を無尽蔵に生み出すという言葉自身がおかしいのではないかと
いう指摘だったと思いますけれど。
- ◆**星見健蔵委員長** ちょっと西村委員さん、どうでしょうか。はい、西村委員。
- ◆**西村紳一郎委員** はい。やっぱり誰もがその生活保護になりたくてなっとるってわけじゃ
ないし、その生活保護予備軍というニュアンスは不適切だと思う。そういう観点から削除とい
うことを申し上げとるわけですし、実態がそういう内包してる問題もあるということはたしか
だと思っていますんで、そういう今の制度だということだと私は理解しています。
- ◆**星見健蔵委員長** じゃあ、それじゃあ分らんです。この表現の仕方として、どの言葉を削除し
て。はい、事務局。毛利さん。じゃあ、ちょっと休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時50分 再開

- ◆**星見健蔵委員長** 再開します。ただいま事務局のほうから指摘をいただきました。それで、陳
情の主旨について皆さんから先ほど来、質疑をいただいてきたところであります。提出する文面
については、この裏面の意見書案というもので出されておりますが、これについて文面を見てい
ただいて、決定をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思ったりもするところですが、
皆さんほう、いかがでしょうか。はい、事務局。休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

- ◆**星見健蔵委員長** 再開します。ただいま事務局のほうから意見提言がございましたが、はい、
寺坂委員。
- ◆**寺坂寛夫委員** いきなり陳情の要旨になっていますが、項目が、この理由というのが主旨とい
うか、その辺、上に来て、これ下に持ってきても、上下をして肉付けできるんならこの参考の
意見書ができるんならもう少し肉付けするという格好になるろうかと思えますけど、下の理由だ
けでもいいのかなという気もあるし、それで後は、陳情の要旨については、ちょっとずつ似た
ような文言に変えていくというか格好で。それと72万件もの外国人というのはどうも政府統計
で10年間の分が取ってあるようでして、そういう内容みたいで、はっきりしたことは分りませ
んけど、そういう方向のほうの文章で、他の市議会でそういうのが、市議会において、一般質
問において答弁として出ておるといことで執行部の、不確かな情報というわけでもないんで
しょうけど、まんざらでもない72万件というのは10年通してという、そういうのがあるよう
ですということで、その中身については詳しく国が把握してないという言い方みたいですね。
特に問題ないかなと思います。
- ◆**星見健蔵委員長** そのほか。谷口委員。
- ◆**谷口明子委員** はい。谷口です。意見書案のほうのこの参考のほうが分りやすいなあって最初

から思っています、それで、これをちょっと組み替えたり、削除したりして作ってみられたらと思っていますいろいろ考えたのですけども、言ってもいいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 はい。

◆谷口明子委員 はい。最初の2行目まで、脱退一時金を請求することができますというところまで、そこからちょっと7行目ですかね、またというところですけど、その間はちょっと後に持ってきたらと思ったんですけども、同制度は再入国を妨げていないため、後に我が国で、再度就労することができます。外国人労働者の産業別の内訳はあって、流動性が高く派遣労働が多い職種です。入国時には就労ビザや就学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていません。それで、さらにとか、またとか入れてもらったとか思ったんですけど、日本人は公的年金を脱退することはできず、間違えました。

その前に、すみません。脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていませんというところの次に、上から2行目の同時に年金受給資格を喪失するため、将来的には無年金や低年金になりますとか入れて、それで、脱退一時金の裁定件数が増加傾向にあり、これが根拠がないと言われたらどうかちょっと分かりませんが、過去10年の累計値は72万件を超えました。それで、その次の、仮に我が国に在留を続け、生活が困窮した場合、生活保護の支給対象になりますというところを入れて、その後年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要です。それで、日本人はそこちょっと文脈がおかしいかもしれませんが、その後、日本人は公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。特に派遣社員が雇い止めになった場合は、極めて大きな格差が生じております。それで、外国人の無年金、外国人の増加は外国人の生活保護世帯増につながります。脱退一時金をと、その後、最後にまで同じようにしたらと思って考えてきましたけれども、分かりにくい。

◆星見健蔵委員長 私も呑み込めませんでしたので、文章に。はい、事務局毛利さん。

○毛利 元局長補佐 あくまで事務局の提案なんですけれども、今、御意見を聞く限りは、取りあえず谷口委員さんから、こういった組替えをしてはどうかという御提供をいただいたところがあります。したがって、向こうさんが作った案を元にベースをするのではなく、今の谷口委員さんの御提案のあったものを、1回組み替えたものを、例えば新しく各委員さんに見ていただきながら御意見を、午後になりますけれども、例えば一旦この議論についてはここで一旦ちょっと中断をして、ここを整理してやるというのも1つの考え方でございますけれども、その点いかがでしょうかというところで、御意見の集約をお願いします。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。今、事務局の毛利さんから言われたように、やはり文面に落として見ないと、なかなか判断ができないというのが、今現状ですので、一度整理をしていただけたら有り難いというふうに思います。それが1つ、それと、ただし、その陳情の理由を見ましたときに、寺坂委員のほうから意見があった件ですけど、例えば昭和の時代からの制度と国際法の狭間で、陳情の理由のところです、様々な省庁が人道主義や特例対応を許した結果というふう

な言い回しになっていますよね。これは歴史的な経過でこの制度が作られたがという表現のほうがいいと思うんです私は、こういう表現はよくない。今のこの文面の表現には賛成ができません。もう1つは、2行目は日本人と外国人がいがみ合うような、いがみ合っているという状況ではなくって、制度の不備ということだと思いますので、ここもおかしいというふうに思います。

それで、併せて、じゃあ、その裏面の参考の意見書、そういうことを含めて見ますと、そういう主旨を含めたさっきの、排外主義的でないところの歴史的な経過というところや、いがみ合うというようなことを削除したものとしての文面の作成というもののほうがいいのではないかとこのことを提案しておきたいと思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 谷口委員。

◆谷口明子委員 はい、谷口です。すみません。坂根委員の意見に私もすごく賛成です。本当この陳情の理由のところの1行目、2行目、先ほどの言われたとおりで、そこは本当にちょっと私もすごく文面的に嫌だなと思っていたところなんで、それは削除したほうがいいと思います。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか。先ほど寺坂委員のほうから提案としてこの裏面の意見書の案というものと、それとこの陳情の主旨の1、2、3、4ですね、これをこの文章の後につけるということだったと思うんですが、寺坂委員さんのほうはね。ですから、この辺について、また午後、先ほど谷口委員さんのほうから文面、どこがどうなったか私も全然分かりませんでしたので、やっぱり文章に落としていただいて一旦、それで谷口さんの先ほどのどういう形の並び替えをして、どういう格好の文章になるか、改めてそれを午後一でその協議をしたいと思います、はい、岩永委員、何かございますはい、どうぞ。

◆岩永安子委員 執行部の皆さんはこの文面を作るのには同席していただかなくていいんじゃないかという意見です。

◆星見健蔵委員長 その辺は、私がこれから言おうと思ったところ。一応議案に対する質疑は終了しました。残す陳情については、また午後から改めて協議をするということにします。それで、執行部の皆さんには午前中、これを持って退席をということでもいいんじゃないかというふうに思っております。その他の項として田川課長のほうから1件あるようですので、田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 障がい福祉課田川でございます。申し訳ありません。お時間をお取りしまして、先回の福祉保健委員会のほうで報告をさせていただいた鳥取市障がい者計画等の件につきまして、質疑応答での回答に一部誤りがございましたので、ちょっと訂正をさせていただけたらと存じます。本日資料をお持ちでなかったら申し訳ないのですが、12月12日の資料3の10ページのところでございまして、岩永委員さんのほうから、施設入所者の地域生活への移行者数の令和4年度末の実績の累計3人というのは期間はどのくらいでいつの時点のものかということで質疑がありました。これに対して私のほうで期間は令和4年度1年間、時点は令和5年3月末である旨お答えしたところですが、時点は令和5年3月末でいいのですが、期間が間違っておりまして、正しくは令和2年度～令和4年度の3年間の累計の数字でございました。お詫びして訂正させていただきます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 ということでございますので、それとその他、ちょっと寺坂委員。

○山内 健次長兼地域福祉課長 いいですか。

◆星見健蔵委員長 山内次長、じゃあ先に。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。すみません。地域福祉課山内でございます。先ほどの議案の審査の中で、議案第161号鳥取市高齢者福祉施設の指定管理者の指定についてということで、もう採決のほうは終わっているようですが、玉木委員さんのほうから御質問いただいておりました、この高齢者福祉施設の指定管理者の指定についてということで収支計算書がついてない理由ということでございました。まず、ここの施設の少し概要を改めて一度お話をさせていただきたいんですけども、この資料のはぐっていただいて2ページ目に選定された団体の提案内容ということで指定管理料のところに書いてございます。ここのなごみ苑というのは、養護老人ホームということで、ここに係る費用については、いわゆる措置費ということで、鳥取市が国の基準の決められた金額を1人当たり幾らということでお支払いするという措置費ということになってございます。

ですので、この施設の指定管理料が幾らということで算定をしておるのではなくて、いわゆるその入所措置を鳥取市が取った人数に応じて措置費を払うと、先ほど補正予算の中にもございました民間施設給与等の改善費、こういったものも国の基準に定まってお支払いするということで、ほかの施設と違って、5年間の指定管理料、じゃあ、幾らにしましょうとかいう類いのものではないというのが1点ございます。そういったことで参考としては、当然、収支の様子というものは、報告はいただいておりますけども、その選考に当たっての経営状況云々ということの判断の1つとして収支計算書を求めているということがございまして、本日も提供がされてないということでございます。以上です。

◆玉木裕一委員 大変納得できました。

◆星見健蔵委員長 はい、もう採決は終わりましたんで。

◆玉木裕一委員 それについてはいいです。仕方ない。

◆星見健蔵委員長 1時半、はい、分かりました。

◆星見健蔵委員長 はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 私がちょっと部長に聞きたいのは、この前の社会福祉協議会の会長会のほうで金婚式・ダイヤモンド式の廃止が唐突に出たという話があって、基本的には、福祉保健委員会の今年の予算が4,300万強あるわけです。これは敬老や金婚・ダイヤモンド婚で出て、これは予算書しか載ってないんで事業別概要書は全部載せりゃええというもんでもないんで、削除されとるもんもあるし、載せてないもんもあるけど、その4,300万の内訳、金婚式どれだけ経費がかかって、あと、敬老会、敬老言っちゃ敬老でしょうし、金婚・ダイヤモンド婚にはどの程度の内訳、それとこの経過、唐突にぼんとやって、今度これが2月議会で新年度予算でぼんと落とされたりすれば、説明もないということで、この予算書の中だから、細かいことが説明できないし、それで、地元から何だ取り止めになったでというような話も聞くこともあるんで、社協の地元のほうの会長さんからも、そういうことがあってちゃんて聞きましたしね。中には市議会議員が6名、7名、会長がおられるから知っておられる方もあるかも分らんけど、やはり議会軽視になるんじゃないかなって、この福祉保健委員会である程度そういう、地元の

社協に移行するとか、実態を、調査を求めるとか、そのアンケートとか。その辺はやっぱり説明を十分委員会で説明してもらわないと、急にぼんとやめましたちゃなんで、してほしい人が多い中で、何か要望がね、そういうので聞いたもんですから、その辺の経緯、経緯というか、その辺ちょっと説明お願いしたいと思います。

◆星見健蔵委員長 蔵増部長。

○蔵増祐子福祉部長 はい。蔵増です。おっしゃっていただいたのは、このたび、12月に入ってから地区社会福祉協議会の会長会の中で、来年度の金婚・ダイヤモンド婚式の在り方について御説明申し上げた内容に係るものでございます。その内容というのが、金婚・ダイヤモンド婚式、コロナになってから集合形式の式典を取り止めておりまして、祝詞と記念品、ほんの心ばかりの記念品でございますけれども、その祝詞と記念品を該当の御夫婦にお届けするというような形でさせていただいておりました。それで令和4年度、きっかけが、その前からも、このまま続けるのかどうかという議論はあったようなんですけれども、令和4年度の外部監査の意見によるものがきっかけになりました。その在り方について、ちょっと文面が全部思い出せませんが、その婚姻の形式といいますか、背景といいますか、婚姻の形式を取らないような御夫婦などもある中で、今後、金婚、ダイヤモンド婚式の在り方についてということを考えるようにというような御趣旨だったと思いますけれども、そのような内容の御指摘がございました。意見ということでございます。指摘ではなくて意見でございますけれども、ありまして、それをきっかけに少し市役所内部のほうで検討を進めて、では、その金婚、ダイヤモンド婚式、その外部監査ということの御意見も重く受け止めましたので、今後の来年度以降の金婚、ダイヤモンド婚式についての検討を行いまして、廃止の方向でということ、この12月の地区会長会の中で担当課のほうで御説明を申し上げたというところでございます。

ただ、おっしゃるとおりに、その地区会長会の中では賛成していただける会長さんがなかったように聞いておりまして、その賛成いただけなかったというのが唐突だったということ、説明が不十分であったということも含めての御意見だったとは思いますが、それは担当課のほうも十分ではなかったという反省がございまして、地区会長さんの中の、おっしゃられるとおりに市議会議員さんの地区会長さんもいらっしゃいまして、別の場で御意見をいただいたりもしまして、内部で、来年度については、これまでのコロナ禍と同じ形式でということとさせていただきますということで再考いたしました。

集合形式というのは、やっぱり参加率も開催していたときも年々減ってきていたものですから、そこは集合形式の式典というのは、させていただくということは控えさせていただいて、祝詞と同じように記念品ということで、来年度させていただきたいというふうに考えておりまして、社協のほうにもそのような、今日、通知を送らせていただく形にさせていただいておりますので、この件につきましては市の内部だけで考えるのではなくて、都度都度御意見を伺いながらしていきたいと考えております。混乱を招いたこと、申し訳なかったと思います。申し訳ございませんでした。

◆星見健蔵委員長 よろしいですね。それでは以上で福祉保健委員会福祉部を終了いたします。それで、執行部の方々はこれで退席をいただきたいというふうに思います。それで午後ですけ

ども、文面に落したりというような作業もございますので、1時半ということでまた再開をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いたします。

午後12時13分 休憩

午後1時34分 再開

◆**星見健蔵委員長** それでは福祉保健委員会を再開します。午前中に引き続いて陳情審査から始めたいというふうに思います。いろいろと午前中、委員の皆様から御意見等もいただいて、意見書の文面について御議論をいただきました。それで、その中で、特に意見書案という部分について谷口委員さんのほうから、この文面の並べ替えをしたり、それから文言を削除したり、数字の部分の削除したりというような皆さんからの御意見等もあった中で、一応今、皆さんのほうに、お手元にお配りをさせていただいた、谷口委員の案ということで文章をつくっていただいております。この件についてどうするのかということ、それから、またあえて、こういう格好で意見書を提出したほうが良いというような、皆さんのほうから御意見等があれば、また協議をして進めていければというふうに思っております。いかがでしょうか。坂根委員。

◆**坂根政代委員** すみません。先ほどいただいて、ざっと目を通したところですので的を射ているかどうか分かりませんが、文章の最後から3行目ですね、4行目の終わりから、永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返りというところがありますけれど、制度自体は前提には立っていない、制度設計自体は前提には立っておりません。そういう可能性を含んでいる制度だということであって、前提というのは、あたかもそれが当たり前という捉え方ですので、これは、前提は違うと思っております。よって、そこは修正が必要だと思います。

◆**星見健蔵委員長** これ、

◆**坂根政代委員** 今、これ読んで。

◆**星見健蔵委員長** これを読んで。

◆**坂根政代委員** はい。

◆**星見健蔵委員長** 4行目。

◆**坂根政代委員** 下の段落の、このようなところがありますよね、委員長。このような無年金、低年金外国人が増加することになれば、外国人の生活保護世帯が増加することになり、将来的地方の財政負担につながります。脱退一時金を請求した方は、永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返りという、この前提というところが制度設計上では違うのではないかと、そういう可能性を含んだ制度となっているということで、前提というのは、もうあらかじめ決まっているということですから、この文言は違うのではないかと提案です。よって修正が必要だと思います。

◆**星見健蔵委員長** 今の坂根委員さんからの指摘です。この点について皆さんのほうで御意見はございますか。谷口委員。

◆**谷口明子委員** すみません。谷口です。確かにこれ、ここの案に書いてあったので、そのまま引用したので、そうなんかと思ってしたところですが、確かにそれがはっきりとした証拠とい

うのは分からないですし、可能性があるっていうお話だったら、そうなのかなと思ったりするので、私もまだそこは無認識なところではありました。

◆**星見健蔵委員長** 坂根委員さん、その前提でという、この前提は違うということで、この文字を削除ということですか。どういう格好の文に。坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。そこで、将来的に地方の財政負担につながります。それで、もう次の脱退一時金を云々かんぬんという一文を取って、政府においては、よってとか、よって政府においては地方財政を圧迫しないようというふうにつなげてはどうかというのを再提案したいと思います。

◆**星見健蔵委員長** この脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返りという部分を、ここを全て削除ということ。

◆**坂根政代委員** はい。

◆**星見健蔵委員長** 皆さんのほうで、この点についていかがでしょうか。はい、西村委員。

◆**西村紳一郎委員** これは、例外的にこの脱退一時金が認められているということは、結局、帰国して、もうこの年金から脱退するんだということで、この文言で私は問題ないというふうに思います。

◆**星見健蔵委員長** そのほか。はい、岩永委員。

◆**岩永安子委員** でも、この議論の中で、あるいは陳情の趣旨のところかな、でてきたのは、一度その脱退一時金を受け取って外国に帰ったけど、また来ると。また来て脱退一時金を、また辞めるときに受け取るということが問題かのような議論だったので、私も、永続的に帰国する前提であるかどうかというのは、ちょっと分かりませんが、さっきの話でいくと、そういうことが起こり得るということだったので、前提ではないんじゃないかなというふうに思います。それで、脱退一時金云々ということは、その前の文章の中に入っていますので、不確か、ないしは、これは前提ではないんじゃないかなと思うような文面は除いてしまったら、いいんじゃないかなと思います。

◆**星見健蔵委員長** はい、西村委員。

◆**西村紳一郎委員** しかし、脱退一時金を請求して、その一時金を取得しても再度入国することは認められているわけですよね。だから、この年金、こういう受給制度自体が改革を求めて、されなければ不公平感が生じるということがこの本質ですんで、これを改正してくださいねという意見書だと私は思っているんですけど。

◆**星見健蔵委員長** はい、坂根委員。

◆**坂根政代委員** 私は岩永委員と同じ意見でありまして、西村委員が言われることは、前段に、もう含まれているということを前提にして言っています。その前提って私が使ったのは、ここに書いてあるという意味ですね。しかし、後半に使ってあるこの文言による前提っていうのは、制度自体がそうしてもいいよということ、あらかじめ書いてあるという読み取りになってしまうんです。でも、制度はそうではなくって、ただ、制度の不備としてこうなってるという現状ですから、前提という使い方自体はいかがなものかというのが提案で、だからこそ、こう紛らわしいような不確定なものは削除したほうが良いということ。

- ◆**星見健蔵委員長** はい、そのほかの方々はどうでしょうか。はい、玉木委員。
- ◆**玉木裕一委員** はい。今、坂根委員も言われたように、この永続的に帰国する前提で制度はないと思うんですよ。再度、帰国しても、もう1回日本に来て、また、帰国しても、もう1回請求できるよって、もともと制度の中にあるんで、1回帰国したら、もう永続的に帰国する、もう帰ってこないという前提なんてことは全く書かれてない。そこに不備があるのであって、そういうところを直そうという意味合いの、これは陳情だと思うんで、これ、なくなっても、この部分ですね、今の検討されている部分なくなってもおかしくないと思いますね。ていうか、ちょっとおかしいと思います、この永続的に帰国する前提であるという制度ということ自体が、この方の認識、間違っていると思いますけどね。
- ◆**星見健蔵委員長** 西村委員。
- ◆**西村紳一郎委員** はい。この脱退一時金というのは例外的な措置だという、私はこの認識を持ってまして、ここを改正すべきだということとして、要は、脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返るということを削除しなさいということですね。いや、それだったらそれでも結構です。
- ◆**星見健蔵委員長** ということです。はい、玉木委員。
- ◆**玉木裕一委員** これ、例外的ではなく、もう制度として決まっていることで、外国人に安心して日本に来て、保険制度がありますよと、そういったことを整えるための制度だと思うんで、多分例外的というよりはきちっとした制度としてあるけれども、帰国した人がまた帰ってきてもう1回もらえるっていうところを直そうよっていう多分話だと思いますね、これはね。
- ◆**星見健蔵委員長** 谷口委員。
- ◆**谷口明子委員** はい。谷口です。今、インターネットで調べたところ、厚生労働省年金局の2019年10月30日っていうところの脱退一時金制度の概要っていうところに、厚生年金保険における脱退一時金制度と、国民年金における脱退一時金制度ということが書いてありまして、それで、1、受給要件で次のいずれにも該当する場合、脱退一時金の受給が可能となるというところとか、そういった永続的に帰国することが条件というか、そういったことは書いてはないので削除してもいいかなとは思っています。はい。決めつけることはよくないかなとは思っています。
- ◆**星見健蔵委員長** それでは大体皆さんの御意見は出たようであります。坂根委員さんが出された、外国人の生活保護世帯は増加することになり、将来的に地方の財政負担につながります。政府においては地方財政を圧迫しないよう、制度の是正を強く要請しますということで、脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返りまでを削除するというので、西村委員さんのほうもそれでもいいということでもありますんで、皆さんのほうでそのようにさせていただいてよろしいですか。じゃあ、それ以外のところでこうしたほうがいいのかというところがあれば。はい、岩永委員。
- ◆**岩永安子委員** この文章の前に表題がついて、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出を求める陳情というのがついて、違う。陳情じゃなくて意見書。
- ◆**星見健蔵委員長** 意見書ね。
- ◆**岩永安子委員** 求める意見書っていうのがついて、それであと、これだけのものということでは

すね。

- ◆星見健蔵委員長 うん。
- ◆岩永安子委員 はい。分かりました。
- ◆星見健蔵委員長 皆さんのほうでそのほか。よろしいですか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 不安なところ。
- ◆星見健蔵委員長 はい。
- ◆岩永安子委員 その上から1、2、3、4、5、6、2段落目の2行目、入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、これはそうだと思うんですけど、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていません。これって本当ですか。
- ◆星見健蔵委員長 うん。
- ◆西村紳一郎委員 なってない。だけ、日本人との不公平感が出とるだが。
- ◆岩永安子委員 日本人はできないですね。
- ◆玉木裕一 日本人はできない、永住資格をもった外国人だったらできる。ここがおかしいよね。
- ◆岩永安子委員 永住資格、これはそうなんですか。
- ◆谷口明子委員 永住資格を持つっていう外国人がまた申請できるってことなの、どうなのかって。
- ◆玉木裕一委員 ここ書いてない。厚労省のサイドには。永住資格を持っても申請できるというのはおかしいわな。
- ◆坂根政代委員 国籍を持つとるか持ってないかですよ。
- ◆岩永安子委員 国籍。
- ◆坂根政代委員 国籍と永住資格は違うので、その違いだと思うんですけど、ただ詳しくないのでここは確認したほうがいいと思いますね。
- ◆西村紳一郎委員 何回でもできる。
- ◆岩永安子委員 永住資格ってというのは日本に住所があるんじゃない。
- ◆坂根政代委員 永住資格だとね。
- ◆玉木裕一委員 ありますね。
- ◆岩永安子委員 そうでしょ。
- ◆西村紳一郎委員 永住資格があつたって提出できません。
- ◆星見健蔵委員長 永住資格があつても自国に帰られてまた、そこで何年か過ごされて、それからまた日本に来られるという格好だけど、自国に帰るとる間は年金には加入できんということになつとる。
- ◆岩永安子委員 できんはね。
- ◆星見健蔵委員長 できんです。
- ◆岩永安子委員 はい。
- ◆星見健蔵委員長 できんです。
- ◆岩永安子委員 だけ、

- ◆星見健蔵委員長 だけど、帰るときに請求はできるということなんで、
- ◆岩永安子委員 帰るときに請求はできます。
- ◆西村紳一郎委員 何回もできるって言いましたよ。
- ◆星見健蔵委員長 うん。いや、はい、どうぞ、坂根委員。
- ◆坂根政代委員 今、西村議員が何回もできるっておっしゃいましたけれど、
- ◆西村紳一郎委員 10年10年違うだか。
- ◆坂根政代委員 それ払った分の、かける何%という自分の払ったお金の中でのパーセントの割合のことであります。ただし、誤解がないようにちょっと伝えたかったのは、多分西村委員が言いたかったのはそういうふうに永住資格がある外国人であろうと、そして何か月か滞在された外国人であろうとそういう制度はあるのに、日本人にはそういう制度がないから制度自体をとるところでの発言だったと思いますけれど、何回もっておっしゃったけど、もうちょっと厳密に言ったほうがいいかなと思って、ちょっと手挙げさせてもらったところです。
- ◆星見健蔵委員長 そのとおりですね。はい。ということで、じゃあ、先ほどの文面の削除の部分を取り除くということで、後はこのようにさせていただくということでよろしいでしょうか。はい、坂根委員。
- ◆坂根政代委員 はい。念のため、委員長、ちょっと事務局のほうに調べてもらってはどうか。もう一度確認という意味で、永住資格というところと、今の議論になっているところ。
- ◆星見健蔵委員長 はい、寺坂委員。
- ◆寺坂寛夫委員 この部分が、要は永住資格がある外国人が年金脱退一時金を受給して帰国したら、その後、再入国しても収入が少ないという点で生活保護を受けますよという、そういう制度運営上に可能となっているちゅうことになっていますからね。可能性があるちゅうか。
- ◆坂根政代委員 生活保護じゃない、脱退一時金。
- ◆寺坂寛夫委員 だけ、脱退一時金で、年金のことに触れてはないと思うんです、それは。一時金もらって帰っても、途中でまた再入国してそれが生活保護を受けるという、そういう対象になっているという、そのことが問題だという、財政上、運営上。そういうことじゃないですかね。
- ◆西村紳一郎委員 永住資格は問題ない。
- ◆寺坂寛夫委員 永住資格はどうのこうの関係ない。
- ◆西村紳一郎委員 そこを問うているわけではない。
- ◆寺坂寛夫委員 なしに帰ってくると。帰ってきてからまた収入がないために、生活保護を受けたりしているのが多いという。
- ◆坂根政代委員 すみません。ごめんなさい。関係ないと思いますけど、うん、うん。言ってください。
- ◆寺坂寛夫委員 それで、そこの文言が。
- ◆坂根政代委員 関係ないと思う。うん。国籍の問題だと思う。うん。
- ◆星見健蔵委員長 あくまでも外国人の脱退一時金というものが日本国民との不公平感があるというところなんだが。

- ◆寺坂寛夫委員 うん。それをもらって帰ること。
- ◆星見健蔵委員長 受給年齢に達するまでに日本国民は亡くなっても420か月以上払って32万。ところが、この外国人の場合は60か月、5年支払ったら59万、
- ◆寺坂寛夫委員 49万5,000円。
- ◆星見健蔵委員長 49万5,000円出るということで、既にそこから日本国民と外国人に対する不公平感というのが生じるとするこの年金制度なんで、その辺の是正を国に対して求めるという意見書なんですよ、これ。どうでしょうかな、納得できるのでしょうか、この文面では。
- ◆西村紳一郎委員 谷口さんの修正でいいです。
- ◆星見健蔵委員長 うん。だけ、坂根さんが言われたように、あそこは削除ということ。岩永さんがさっき言われた部分について、岩永さんが理解していただければそれで。はい、事務局。
- 植田光一局次長 すみません。先ほど永住権と国籍のお話とか出てましたんで、ちょっと参考までに。私は専門というわけではないんですけども、ちょっとお話の中でも出ていたんですけども、永住資格は在留資格の1つということになりますので、国籍の変更は伴わないということになります。
先ほどから谷口議員さんも調べていらっしゃる案件で出てくるんですけども、脱退一時金というのは、これは日本国籍を有しなくて日本から出ていく人ってということがどうも受給条件になっているようなので、なので、永住資格とどうも国籍云々の関係が重ならない以上は、ルール的には別のものというふうに考えても差し支えないのではないかと思いますので、参考にしていただければと思います。
- ◆星見健蔵委員長 いかがでしょうか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 この委員長が言われたような、日本人と外国人の格差の問題があるという、だから是正を求めますっていうのは、どこに書いてあることになる。
- ◆西村紳一郎委員 書いてあるじゃないですか、真ん中ある、中ほどに。
- ◆岩永安子委員 真ん中、中ほど。
- ◆西村紳一郎委員 よく読んでください。何回するんですか。同じことだ。委員長、進行、進行。
- ◆星見健蔵委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 すみません。最後のところは、生活保護世帯が増加することにより、将来的に地方の財政負担につながります。政府においては地方財政を圧迫しないよう、制度の是正を強く要請します。この制度の是正っていうのは、年金制度の是正ですよ。
- ◆星見健蔵委員長 そうです。
- ◆岩永安子委員 ねえ。
- ◆寺坂寛夫委員 そうそう、そう。年金制度。
- ◆岩永安子委員 年金制度のね。
- ◆星見健蔵委員長 年金制度だったら。
- ◆寺坂寛夫委員 脱退一時金やそういうことも含めての。
- ◆岩永安子委員 脱退一時金などのね。

◆寺坂寛夫委員 うん。

◆星見健蔵委員長 そうです。

◆岩永安子委員 はい。これで分かるということなんですかね。

◆星見健蔵委員長 はい、ということで、じゃあこれでよろしいでしょうか、皆さん。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 はい、事務局。

○毛利 元局長補佐 それでは、先ほどの議論の確認をさせていただきます。谷口委員さんが作成された案に対して皆さんの御意見の部分の確認ですが、最後の後段から4行目の脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返る、これを削除すると、この一か所ということでもよろしいでしょうか。それであと1つ、事務局からちょっとお願いとありますが、意見書を本日の最後の委員会の中で確認するに当たり、御確認といたしますか、させていただきますことが1点ございます。実は意見書というのは基本的に会議録の表記に合わせるというのが基本的な部分がありますけれども、こちらの今回の意見書の表現の中に、一部ちょっと会議録の表現と違う部分がございます。

具体的には、例えば上から3行目の外国人がのちにとという言葉がありますが、これは本来うちの意見書の表現でいえば、後ろにと、漢字の後ろにとというような表現になりますし、それから下の段のほうにおいては、例えば雇止めっていうような、さっき表現が下の段のほうの特に派遣社員が雇止めになった、の雇止めという言葉がありますが、これは雇の後に、いが入ったりいたします。したがって、最終の委員会提出議案としての確認のときにはそういったものの部分について、直したものを皆さんに御確認していただこうと思っておりますが、その点についてはよろしいかどうかちょっとお諮りいただけたらと思っております。

◆星見健蔵委員長 ただいま、事務局の毛利さんのほうからの提案がありました。鳥取市議会での会議録ということを重視した文言にしたいということ、言葉にしたいということで提案がありました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 じゃあ、そのように決定させていただきます。それでは以上で陳情審査を終了いたします。

【健康こども部】

◆星見健蔵委員長 それでは引き続き健康こども部に入ります。議案説明に入ります前に、橋本健康こども部長より御挨拶をいただきたいと思っております。橋本部長。

○橋本浩之健康こども部長 失礼します。健康こども部の橋本でございます。引き続きよろしくお願ひします。健康こども部に関わる今定例会、追加提案分は案件1件でございます。議案第197号令和5年度鳥取市一般会計補正予算の内容といたしましては、市立保育園の完全給食化に係る事業経費として778万6,000円、それから市立保育園のICT化に伴うタブレットパソコンの追加購入経費といたしまして386万8,000円、以上2件の追加の補正予算を提案させていただきます。詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。前回の委員会で

説明申し上げました案件と併せまして御審査のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆**星見健蔵委員長** それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただいております。それでは議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。谷口委員。

◆**谷口明子委員** 公明党の谷口です。事業別概要書の31ページの下段の家庭・婦人相談員設置費の事業の内容の決算見込みによる人件費の増額のこの理由と、32ページの上段にあるこども家庭支援事業費のこれも同じように人件費の増額の理由と、33ページの下段にあるヤングケアラー支援事業費の人件費のこれは減額となっていますが、この3点の理由をお願いいたします。

◆**星見健蔵委員長** 森田所長。

○**森田誠一こども家庭相談センター所長** はい。こども家庭相談センターの森田でございます。人件費の増額部分につきましては、時間外勤務等、そういうものに関する人件費と今年度の決算見込みを立てましてそれに伴う増額をさせていただいております。ヤングケアラーの人件費の減額部分につきましては、今年度のヤングケアラーの採用が2名おまして、もう1名の採用が5月からになっておりますので、その分の減額という形でございます。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 谷口委員。

◆**谷口明子委員** はい。分かりました。ありがとうございます。

◆**星見健蔵委員長** 坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。同じく事業別概要の32ページの上段、令和4年度の児童虐待及びDV対策等総合支援事業の実績に伴う返還金、そして併せて33ページの上段にも同じような返還金が出ております。具体的な実績、そしてどうしてこの返還ということになったのかということをお教えください。

◆**星見健蔵委員長** 森田所長。

○**森田誠一こども家庭相談センター所長** はい。こども家庭相談センターの森田でございます。こちらの、令和4年度の国庫の補助金に関する返還金ということなんですけども、補助金の事業計画に基づきまして、予算に基づきまして、補助金申請を年度内にするんですけども、補助金の受入れが年度末になります。年度末になりますけども、3月の末という形になってきて、そこではまだ決算ができておりませんので、その決算に伴って返還金がある場合、そういう形で今年度、ですから次年度に返還金分精算という形で返還金分を予算化して国のほうに返還するという形を取っております。以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** 坂根委員。

◆**坂根政代委員** ありがとうございます。

◆**星見健蔵委員長** そのほか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 先ほど、これ33ページの上段の部分ですよね、この補助金返還、令和4年度児童虐待・DV対策等の総合支援事業の返還金で、この内容を見ますとね、その支援対象児童の項目の中で児童等の見守り強化事業費というのが、何かずっと予算書見るけど項目がないようですね、私、よう見んのか、この事業、令和5年度829万6,000円というのが何だ、こども家庭支援事業費ですかすね、それが載ったような感じがしまして、何かこれ、ごっつい分かりにくい、補正前は608万円、今回126万1,000円って書いてあるけど、中身がちよっと分かんなくて、これももう少し具体的にこの説明してもらえたらと、この支援対象事業等、これ予算書のどの項目に入って、どの項目にあるのか、プラスこの608万円というのがね。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭相談センター所長 はい。こども家庭相談センターの森田でございます。すみません、時間を取ってしまいました。予算書の47ページの下段のほうに、こども家庭支援事業費ということで606万6,000円、その中に含めた形になっております。それで、見守り強化事業費につきましては、説明不足で申し訳なかったです。この606万と6,000円につきましては、こども家庭支援事業費と、それから妊娠・出産包括支援事業費、それから事業別概要の32ページの上段、下段、33ページの上段の見守り強化事業費の合計での金額になっております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 じゃあ、また改めて。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。先ほどの説明で、当初予算でもないということですよ。43ページだか44ページ、当初予算ですか。それとこの608万円。

◆星見健蔵委員長 はい、森田所長。

○森田誠一こども家庭相談センター所長 はい。補正予算の資料の1を見ていただきたいと思います。12月補正の福祉保健委員会の予算説明資料の1を見ていただいて、その7ページを御覧いただきたいと思います。横長の分でございます。7ページ開いていただけましたでしょうか。上段に、こども家庭支援事業費ということで、このこども家庭、右側の内容のところこども家庭支援事業費、それから妊娠・出産包括支援事業費、それから支援対象児童見守り強化事業費ということで、補正前の額、それから補正額、補正後の額という形にしておりまして、補正額のところが合計で606万6,000円ということで御理解いただきたいという具合に思います。以上です。

◆寺坂寛夫委員 はい。分かりました。

◆星見健蔵委員長 そのほか。谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。谷口です。34ページの下段の肝臓がん・肝炎対策事業費のところの、これも人件費の増額があるのですがその理由と、あと、実績のところ令和3年、令和4年少なくて令和5年に急増しているのは、やはりコロナが5類になったことによりということでしょうか。それとも何かほかに理由があるのでしょうかと思っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。まず、人件費ですけれども、こちらにつきましては、会計年度職員さんの実績に伴うものの増額になります。それから検査件数の増加ですけ

れども、こちらは検査を委託しております一部の検診機関で実績が大幅に増えたっていうのが理由です。その背景としまして、その検査機関がほかの自治体でも同じように検査をしております、そちらのほうで積極的に検査をされていて、それで鳥取市においても同様に検査を始めたということで、大幅に検査件数が増えております。以上です。

◆谷口明子委員 はい。分かりました。

◆星見健蔵委員長 そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。事業別概要書の34ページ上段、病院群輪番制病院設備整備事業費についてお尋ねします。決算等でもこの生協病院だとか、赤十字病院についての機器の支援というものは上がっていたと思うんですけど、これは計画性を持って機器の更新等の把握をされて提案されているものなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。こちら各病院のほうに計画性を持って機器を更新して、それに伴って申請をされているものでございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。今、各病院がということでしたけれど、各病院から受けたものは市も持って、その市の予算として提案できるかどうかということで検証されて、上げられているということですね。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 はい。そのとおりでございます。

◆坂根政代委員 はい。分かりました。ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。公明党谷口です。36ページの上段ですけれども、施設管理費ですが、事業の内容・実績というところの明治安田生命からの寄附により、健康づくりや子育て支援事業に活用するための物品の購入についていうところで、この物品の具体的なものを教えてもらえたらと思います。

◆星見健蔵委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康・子育て推進課長 健康・子育て推進課西尾です。購入予定の物品ですけれども、保健センターで使う、小さな子どもたちが使うテーブルであるとか、それからおむつ交換台、それから乳幼児の身長とか体重を測ったりするもの、それから成人のほうで健康教育などに持っていてかかせてもらう体重計であったりとか、それから保健センターで乳幼児健診などに使うおもちゃなどを考えております。あと、口腔機器、測定機器などを考えております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか。はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 34ページ下段の肝臓がん・肝炎対策事業費ですけど、これが予算書では全体的に生活習慣病の予防対策事業費で一括して、今年度は752万です。そのうち肝臓がんとか、肝

炎のほうに500万近く、このたびの補正で出されていますけど、ほかのほうは、この対策事業費の中身、内訳のほうちょっと教えてください。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。肝臓がん・肝炎対策事業費の内訳でございますが、肝炎ウイルス検査の費用、それからB型肝炎、C型肝炎の治療に対する医療費の助成、あとは肝臓がん、重度肝硬変の医療費の助成が含まれております。以上です。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 これ肝臓がんですけど、この衛生費、保健衛生費の中の生活習慣病というのが一括して上がると思うんですけどね、予算書だけに。ほかの概要表がないわけで、その辺の内訳が分かれば、他に何かあるのか、どういうふうに使っておられるのか。多分752万上がっていましたから、500万ほどで、まだ200万ぐらいあると思うんですけど。

◆星見健蔵委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康・子育て推進課長 健康・子育て推進課西尾です。福祉保健委員会の横向きの資料1を御覧いただけたらと思います。10ページになります。中ほどに22生活習慣病予防対策事業費とあると思いますが、その右側のほうに肝臓がんの事業費がありまして、その下に、がん対策推進体制強化事業費というのがございます。これになります。これは会計年度任用職員の人件費の決算見込みに応じた補正となります。以上でございます。

◆寺坂寛夫委員 はい。金合うかいな。はい。了解です。

◆星見健蔵委員長 竹内副所長。

○竹内一敏副所長兼保健総務課長 はい。保健総務課竹内です。生活習慣病予防対策事業費で、実は保健総務課にもありまして、受動喫煙防止対策事業費っていうのが保健総務課に、補正には載ってないんですけども、これが31万2,000円というのがあります。

◆星見健蔵委員長 そのほか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。私は子育て支援拠点整備費ですが、こども家庭局ができて、今日に至るまでの、それで令和6年から駅南へ一元化ということですが、何か支障があったのか、ここに至る経過はどのようなことがあったのか、市民の声があるということがあったのかというのをお尋ねしたいと思います。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。こども未来課小野澤です。子育て支援拠点整備費に関しまして御質問いただきました。こども家庭局、この4月から設置をしていただいて、今、こども発達支援センター、こども家庭相談センター、駅南庁舎で事務をされていますし、今、こちらのほうでこども未来課と幼児保育課が別々に事務をしております。それで、住民の方からも、やはり保育園の入園手続であったり、独り親の関係が一元的にやっぱり手続に、健診のときに来られたときに話を伺いたいとか、独り親に関しましては生活困窮の関係であったりとかという相談が重複するようなことがあったりですとか、療育の関係につきまして、こども発達支援センターと幼児保育課との保育園との連絡を密にしたいというようなこともございまして、このたび、こども家庭局一体として駅南庁舎のほうに移転させていただくことと

させていただきました。以上になります。

◆星見健蔵委員長 そのほか。玉木委員。

◆玉木裕一委員 はい。私もその子育て支援拠点整備費について、関連して伺いたいんですけども、どれぐらいの規模の引っ越し、何人ぐらいが引っ越されて、この本庁舎1階、どれぐらいスペースが空くんでしょうかね。ちょっとそこも教えてください。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。1階で今、事務をしておりますこども未来課、幼児保育課、総勢、今現在の人数が38名になっております。38名の職員が一応駅南庁舎のほうに移転して事務をすることとしております。スペースというのは、広さになると、窓口の部分とフロアの何平米という、ちょっと分からないんですけど、机の数が約38～40机分ぐらいです。それとあと、児童手当の手續に関しましては、今までどおり本庁舎の1階のほうで住民異動、出生届等が関連することになりますので、児童手当につきましては本庁舎のほうで事務を行うこととしております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今の移動に関連してなんですけど、第2庁舎というか、保健所の建物の中で38の机が入ってくると、移動して出ていくとか、何か移動しなきゃいけない課があったり、そういう動きはあるんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。こども未来課小野澤です。現在ある駅南庁舎の大きな移動とすれば、こども家庭センターのほうが今度設置になりますので、そちらの設置に併せて、少し事務スペースが狭くなるんですけども、今の現状の職員の方はそのままおられて、その中にこども未来課と幼児保育課が入る形になっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第164号鳥取市立保育所の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に、議案第164号鳥取市立保育所の指定管理者の指定について質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑ございますか。よろしいですか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。この中で、職員の頻繁な交代が適当でないというふうな表現がされていきますけど、ここら辺の見解ですね、お聞かせいただきたい。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。そうですね、まず、保育園の運営に関しましては、児童保護者との信頼関係の構築というものが重要になってまいります。その中で、特に、運営主体保育士が代わることでの児童保護者の不安という部分が懸念されているところでございまして、以前、市の直営から指定管理を移行する際ですね、こちらのほうも児童保護者の不安の解消や信頼関係の構築のために、準備期間として1年間市と法人職員による引継ぎ保育、合同保育というのを行った経緯等もございますので、そういったところを考えますと、やはり引き続き同じ運営主体でやっていただいたほうがその辺りの懸念も解消されるところで、このような対応をさせていただいております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 蛇足かも知れませんが、長く勤めることで、例えばコンプライアンスの欠如とか、そういうことは懸念されませんか。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。コンプライアンスの遵守とか、そういったところはやはり法人の理念とかそういったところに沿って実施いただいているものと考えておりますので、今回の法人さんについてはその辺りは問題ないのかなと考えております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 そのほかございませぬか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第164号鳥取市立保育所の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第165号鳥取市立児童館の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第165号鳥取市立児童館の指定管理者の指定について質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。それでは質疑なしと認め討論を終結します。討論ございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第165号鳥取市立児童館の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第197号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討

論・採決）

◆星見健蔵委員長 それでは続きまして追加提案分に入ります。議案第197号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について執行部、説明お願いいたします。濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。それでは幼児保育課の所管に係る2事業について御説明させていただきます。資料は事業別概要書を用いて説明させていただきます。事業別概要書10ページ上段を御覧ください。市立保育園完全給食化事業費（物価高騰対応臨時交付金）でございます。現在、市立保育園と福部未来学園幼稚園を除く私立幼稚園の3歳以上児の主食、米飯になりますけども、こちらは各家庭より御持参いただいておりますが、園で主食を提供することによりまして、近年の気温上昇化における衛生面の向上や保護者の持参に伴う負担の軽減、また、温かい御飯の提供による児童へのさらなる食育の推進を図ることを目的としております。

こちらの主食の提供方法につきましては、基本的には自園調理で提供することとしておりますけども、設備的に自園調理が難しい園や児童数の規模が大きく継続的な実施において職員へ大きな負担が生じることが想定される園につきましては、業者が調理した米飯を外部搬入する形態で準備を進めようと考えております。事業費につきましては、令和6年度の早期での実施が図れますように、主食提供に必要な調理器具や食器消毒保管庫の購入費用として、778万6,000円を計上するものでございます。財源につきましては119万5,000円が国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、残り659万1,000円が一般財源となっております。

続きまして同じ10ページ下段を御覧ください。市立保育園ICT化事業費（物価高騰対応臨時交付金）でございます。本年度より市立保育園、幼稚園で本格運用を開始いたしました保育業務支援システムに用いるタブレットパソコンを追加購入するものでございます。具体的な事業の内容といたしましては、令和6年4月より連絡帳の電子化によるシステムの機能拡充を予定しているところから、現在各園に対して登降園の打刻用として玄関に1台と各クラスに1台を基本として配備しているタブレットパソコンにつきましては、連絡帳入力作業と午睡時、お昼寝の時間でございます。こちらの健康情報の入力作業の時間帯が重複することが想定されるゼロ～2歳児のクラスを対象に必要な台数24台を追加配備することで業務のさらなる効率化を図ることを目的としております。

事業費につきましては386万8,000円を計上しておりまして、その財源の内訳は59万3,000円が国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、残り327万5,000円が一般財源となっております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 説明いただきました。それでは議案第197号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。谷口委員。

◆谷口明子委員 公明党谷口です。10ページ上段の市立保育園完全給食化事業費の中で、先ほど説明の中に自園で調理できない園があるということでしたが、どこの園か教えてもらえますか。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。現時点で想定しておりますのが6園ございます。こちらでまず園児数の規模が大きくて負担が大きく生じることが想定される園につきまして、賀露、美保、富桑、千代、こちらの4園になりまして、あと、設備面で大規模な修繕等を要するような園がございます。こちらが2園、みたから、白ゆり、こちらの6園を現時点では想定しております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。分かりました。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 今の事業費についての関連質問です。とすれば、その6園が業者に委託になると、こういうことになるわけでしょうか。それで、この委託という場合の委託料というのはどうなるわけでしょうか。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。現在の想定している形態としましては、委託という形ではなくて、あくまで加工された米飯を購入するという考えで賄い材料等での支出を考えております。こちらの費用につきましては、来年度の当初予算での計上を予定させていただいております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 学校給食の給食センターのような御飯を炊く施設があつて、そういうところから運んでくるというふうに考えたらいいんでしょうかね。それで、きちんと温かいうちにちゃんと園に届く距離、これもやっぱり学校給食と同じ基準なのかどうか、ちょっと分かんのですけど、そこら辺ちょっと教えてください。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。現在想定しておりますのが、学校給食をやっているところかどうかはちょっとまだ決まっておられませんけども、もちろん。そういった同じような形態で米飯の加工をされているところから購入を考えておりますし、また、その配送の方法といたしましては、現在この予算の中にも上げさせていただいている中で、保温性の高いステンレス製の角型二重食缶といひまして、保温の機能が大体65℃で保たれるような食缶がございます。こちらを購入した上で配送の際そちらを使って配送いただくことによって温かい御飯が園まで届いて、その後園児にも提供できる仕組みとさせていただこうと考えているところでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今、6園は、ほかの給食は自園で作っているわけですね。それで、やっぱりできるだけ自分のところで温かい状態で御飯や副食や炊けるっていう状態を、できるところとできないところがずっとそのままいくんじゃなくて、やっぱり自園でできるような方法をぜひ探究していただきたいなというふうに思います。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。自園調理ということで、本当に目指す方向だなというふうに私自身も思

っているところですけど、この自園での調理ということをはじめるに当たって、調理員さんの不足がないかどうか、この辺はどうでしょうか。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。まず、この完全給食化を検討するに当たって各園の状況、職員の配置数であったり、また、設備面というところを確認取らせていただきました。また、11月には自園調理でのデモの実施を2園で行っております。そういった中で検証させていただいた結果、現在の職員数でこの完全給食化の提供が可能であるということで、判断させていただいております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。もう1点、ここは今、調理機器というところなのですけど、少しそこからは離れてしましますが、結局、保護者の皆様にはアンケートで2,000円ぐらい金額が上がるぐらいなら賛成ですっていうのが8割近くあったというふうにお伺いしておりますけれど、実際、年を明けるとそろそろ金額を決めて保護者への周知を行わなければならないと思いますが、実質、金額はどれぐらいの保護者負担になるわけですか。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。金額の設定につきましては、これから当初予算の要求に併せて今現在検討しているところでございまして、やはりアンケートの実施が1,000円～2,000円の間での提供に関してお聞きしたものでございますので、その範囲内での設定を現在考えております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。もう1点、とても私自身が気になっていることがあります。うちは農家なわけです。そしたら自分のところでお米が取れますよね。そしたら自分のところのお米を持っていくからというようなケースが出た場合はどう対応されるのでしょうか。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。こちらの件に関しましては、アンケートの中でも一部の保護者の方からそういった御意見もございましたが、やはり近年のこの夏場の猛暑、気温上昇における衛生面の対策として、今後、完全給食化に関しては一律全園児に提供する形での方法を考えさせていただいております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 分かりました。その方向でいいと思うんですけど、私が尋ねたのは、お米です。御飯を持っていくではなくて、炊いた御飯を持っていくではなくて、お米を持っていくので一緒に炊いてほしいと言われたらどうですかっていう話なんです。自分のところでお米が取れているのでというのがやはりある家庭もありはしないかという心配です。その辺は納得をしていただくしかないかもしれませんが。すみません。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。そこに関しましては、やはり一括購入し

ている目的としまして、やっぱり安全管理、その食材の安全管理というところも含めての一括購入になりますので、そこは引き続き持参していただくことがちょっと難しいかなと考えております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。分かりました。納得していただけるよう周知のほどよろしく願いいたします。

◆星見健蔵委員長 はい、西村委員。

◆西村紳一郎委員 事業とは関係ないですけど、今、安全対策と、3歳未満児の食事の対応についてちょっとあんまりよく分からないので、今現状どうなのかと、その安全対策はどうされてるのか。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。3歳未満児に関しましては、主食、米飯も自園で調理させていただいて全園児に提供させていただいております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 じゃあ、同じように安全性にはその問題ないわけ。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。自園での調理ということで、安全性には問題ないと認識しております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、玉木委員。

◆玉木裕一委員 重ねて質問しますが、該当園児って何人ぐらいになるんですかね。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。令和5年12月1日現在、対象園の3歳以上の児童数ですが、こちら1,003人となっております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 玉木委員。

◆玉木裕一委員 ってことは、1,500円だとしても150万ぐらいですかね。12掛けたら1,800万ですよ、この無償化とか考えてないんですかね。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。やはり無償化となれば安定した財源確保というのが必要になりますし、保育料のほうでもまだ、3歳未満児のほう完全無償化とかになっていない状況を踏まえると、なかなか主食代の無償化というのは現時点では難しいものと考えております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 はい、玉木委員。

◆玉木裕一委員 保護者はとっても喜ぶと思うんで、ぜひ前向きに考えていただければと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。無償化はぜひお願いしたいと思います。減免対象にきちんと入れていただいて減免の方には減免をということでお願いしたいと思います。下段のICT化事業なんで

すが、今回その9園に対して24台、園のほうに調査をして必要だというふうに分について配備するという回答をいただきました。令和6年から連絡帳の電子化配信ということになると保母さんが入力をされるということで、なかなか業務をするのにこのタブレット必要じゃないかなというふうに思いますが、そういうことも念頭に、そういう実態、そういうことになりますよってということで、これだけでいいということになっているということを確認させてもらいたいのと、それからコピーができるんですけど、親は本当に園での子どもたちの様子を知らせていただけるっていう1つのツールなので、保母さんたちのきめ細かな観察がちゃんと伝わるように、ぜひそこは大事にしていきたいなというふうに思います。

◆星見健蔵委員長 要望ですね。

◆岩永安子委員 はい。

◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。それではこれより議案第197号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

令和5年陳情第10号子どものために保育士配置基準の引上げと労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書の提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 はい、続きまして陳情審査に入りますが、説明の終了された部署はここで退席いただいても結構でございます。

それでは続きまして陳情審査に入ります。令和5年陳情第10号子どものために保育士配置基準の引上げと労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書の提出を求める陳情につきまして、前回の委員会において継続審議することになっておりました。これを踏まえまして委員の皆様から質疑、御意見をいただきたいと思います。ございませんか。谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。公明党谷口です。このたびのこの陳情の中の、理由の中にあります（1）1歳児子ども6人に対し保育士1人の基準を5対1にする。（2）4、5歳児の基準を子ども30人に対し保育士1人の基準を25対1に改善することが盛り込まれました。しかし、その内容については以下の理由から問題がありますっていうところで、それで、①方針に配置基準改善の内容は明記されたものの、改善をいつ実施するのか明示していない問題っていうところですけど、まず、12月11日に政府より子ども未来戦略案ということが発表されまして、その中に24年度から制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4、5歳児について30対1から25対1へ改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う。経過措置として当分の間は、従前の基準より運営することも妨げない。それで、②

として2025年度以降1歳児について保育人材の確保等の関連する施策等の関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進めるとあります。

それで、(1)の1歳児の子ども6人に対し保育士1人の基準を5対1にするというところですけれども、ここの2025年度以降1歳児について保育人材の確保等関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進めるという案が出ました。それで、加速化プランというのは今後3年間の集中的な取組ということで、今後3年間の間に5対1へ改善を進めるという明確なものが出ています。

それで、次の(2)の4、5歳児の基準を30対1から25対1に改善するというのも、この同じ子ども未来戦略案、先ほど申し上げました①のほうで明記がありまして、それで、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行うと、はっきりと書いてあります。それで、ただ、経過措置として当分の間は従前の基準より運営することも妨げないとあります。ということですので、園によっては人材不足でなかなか25対1にするのが難しいところもある、混乱を妨げないというところで経過措置も設けてあるということです。ですので、基準をしっかりと明記し、閣議決定後、来年4月からするという案が出て明示されているので、この点については陳情しなくてもよいというところから反対というか、陳情賛成しかねるところではあります。ほかにも言っていないでしょうか。

◆星見健蔵委員長 はい。

◆谷口明子委員 いいですか。すみません。それとあと、②の基準改善ではなく、実施施設が限定される加算対応という問題というところも、今申し上げたとおり、というか、この②のところに加算対応では全ての施設が対象にならない問題ですということも、今申し上げたことも未来戦略案の中にはっきりと最低基準の改正を行うと書いてありますので、それで、また、混乱が起きないように先ほど申しましたように、経過措置も行うということでしたので問題はないかなと思います。

それで、次の③のさらなる改善が求められる問題というところで、ほかの国、フランスパリとか、スウェーデンストックホルムとか、とても福祉が充実しているところの例が挙げられているのですが、なかなか今、日本の財政的にも制度的にも日本の風土にはちょっと、こうなればいいですが、なかなか難しいところがあります。④の保育士確保のためにもその労働条件の改善が求められる問題というところで、保育士確保のための賃金の賃上げというか、ことですが、公定価格で保育士の人件費が公定価格で決まってくるわけですが、12月6日に人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の人件費改正についてというものが出ておりまして、その中の趣旨・目的というところに、保育所、幼稚園、認定こども園等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士、保育園教諭等の処遇改善を行うというふうに出ておりますので、そういった点も処遇改善が見込まれるということですので、この陳情は今回されなくてもよいのではないかなという意見です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 できるだけまとめて言いますが、この問題についてはもう何回も保育所の配置基準引上げと保育士の増員、賃上げということで、その中で、やはり政府のほうはこの未来方針、戦略方針でこの問題を取り上げております。それで、結局時期の問題でありますけど、それは今、検討中でありまして予算化を含めて、5対1、25対1への変更ですね、それもやっております。また、人件費についても平成25年から18%の給与改善を進めてきておられて、29年度以降は4万円と平均月額最大4万円の給与改善も行ってきておられると。給与に対する賃上げについても取り組まれてきておると。また、この民間企業の動向を踏まえた保育士等のさらなる処遇改善も検討されておる現状でもあります。

この問題は、政府はずっと取り組んでおられますので、それとまた、昨日ですか、鳥取県にもこの同じ文章・内容が陳情されていまして、これについては不採択ということで、その理由はやはり県としても支援はもういろいろしてあるということもあるし、各知事からも市長会からも国には要望してある、済みですということで、現状では取り組まれておるといふ政府のほうで、そういう方向で不採択になったようです。ですから、別にもうこれを挙げられなくても政府のほう取り組んでおりますので、近々方向が見えると思いますので、特に必要ない、陳情は必要ないと思います。

◆星見健蔵委員長 はい、谷口委員。

◆谷口明子委員 谷口です。

◆星見健蔵委員長 谷口さん、ちょっと待って、岩永さんを先に。

◆岩永安子委員 75年間、一度も変わらなかった基準によりやく政府も動き出した、動かしてきたのは全国からのこうした陳情・請願だったわけだと思います。それで、鳥取市議会は昨年12月に同じ内容の前段の部分ですね、配置基準引上げによる保育士増員を求める意見書を提出しました。それで、今まだ、政府は動いと言われますけど、今の時点では75年間待ってきた状態と変わらないわけです。なので、これがもう既に変わって動いているのであれば出す必要はないかもしれませんが、今の時点で準備がされているかもしれませんが、動いてないわけなのでやっぱり出す意味があるというふうに思います。

それで、ここに併せて増員とさらなる賃金引上げを求めるといふ中身が加わっておりますので、やっぱりこの新しくなる基準を、きちんとその基準に基づいて保育士確保をしていくためにはやはり賃金アップが必要だと思いますので、今の時点でここの鳥取市議会がよその県議会は知りませんが、ここの鳥取市議会が陳情として上げる意味というのが私はあると思います。

◆星見健蔵委員長 はい、谷口委員。

◆谷口明子委員 公明党谷口です。私の言いたかったのは、まず、6月13日にこども未来戦略方針というものが上がりました。それで、つい12月11日です。今回こども未来戦略案ということで発表がありました。その中に先ほど申し上げたことが明記されていまして、4、5歳児について30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行うと明記されています。ですので、前進しています。はっきりと政府も案として出しておりますし、閣議決定を今週中にするというふうにニュースでも出ておりました。それを4月から行うという方向性が出てきているので、今回の陳情はそこに、今申し

上げたことが、私、一所懸命しゃべったのが12月11日のことで、処遇改善のこともそうです。処遇改善のことは人事院勧告で12月6日に出ていることも申し上げましたし、この陳情が上がってきた後にそういったことが出てきたということを申し上げたかったところで今、申し上げたところですので、今回の陳情前進、こういった陳情のことも案の中に盛り込んであるので陳情しなくてもいいのではないかとこのところを私は申し上げたかったところであります。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 この陳情が出てきたのは、岩永委員が言われるようにやはり現場の声が大きかったというふうに私は思っております。そして、時間的な経過で言えば、谷口委員が言われたとおり、未来戦略で出されております。ただ、私が思いますのは、異次元の子育て政策が出されたときにもこの案が出ておりました。しかし、なかなか定まらなかった。そしてそれによって、私たちも一度はこういう意見書を出そうじゃないかということで、採択をして上げたこともありました。しかし、それでもなお、今段階でも定まっていないというのがこの状況だと思います。それで、このプランが出されたということですけど、実際プランを確定する意味でも地方からもやはり意見を出すという、こういう戦略もあるというふうに私は思っております。そういう意味でこれは意見書を出すべきだというふうに私は考えているところです。

もう1つは混乱をもたらさないように経過措置を行うということで、経過措置というのは現状のままという、これもあり得るよという話でしたけれど、先回、30人に対して25対1にするといったときも実際はそこに取り組んだところにしか支援が行われなかった。結局、国は制度を改善するといいいながら、結果としては現場の判断に委ねているという、こういう現状がずっと続いているということなんです。そういう意味で、やはり措置の基準の問題、そしてまた、保育士のこの賃金徐々に上がっているかもしれませんが、もともとが低い、この現状、これを何とかせよということなので、しっかり私自身は元がどうなのかというところを踏まえながら国としてしっかり責任を持った制度設計をすべきだという意味合いで、このたびは改めてこの意見書が上がってきているものだというふうに思いますので、そういう意味では、私は、意見書は上げるべきだというふうに思っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。はい、谷口委員。

◆谷口明子委員 この前、出ました12月11日の未来戦略案のほうですが、参考資料のほうにあるのですが、3歳児について平成27年度より3歳児配置改善加算を措置している。それで、令和4年度の加算取得率が約90%ということで90%は15対1ですかね、の改善加算措置を受けておられるということですが、あと10%に関してはやはり保育士が充足できないというところで、現場としても難しいところも実際あると思うので、そういったことのために経過措置というふうに、しっかり盛り込んである、柔軟な対応ができるものになっています。それで、あと、6月に発表されたことも未来戦略方針の中と今回の案と違う点は、はっきりと、最低基準の改正を行うと明言がありますので、何度もされているところとは違うところでもありますので、今まで公明党も一生懸命そういった配置基準、また処遇改善も訴えてきたところでもありますし、こういったことも未来戦略案として政府として発表されたからには、何としても基準を制度としていただけたらと思っておりますし、明記されているとい

うところで向かっていくってということが分かったものでありますので、今回はよいのではないかとこのところもあります。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 3歳児の15対1は、国が人件費補助をしたわけですね。だから、できるところはそういう形でやるってことにしかやっぱりならなかった。それで、今回はやっぱり配置基準を変えていきたいと思いますということに動かしてきているというふうに思います。それで、それは評価するわけですけど、まだ案ですし、こども未来戦略案ですし、それからわざわざ30対1を25対1に改善図るんだけど、経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げないというふうに、また書かれているわけですね。

なので、やっぱり本当に実施をさせていくということがとっても大事じゃないかなと思いますので、12月に上げた意見書は本当に議会全部で上げることができた、あれは請願だったわけですけど。ですので、その方向に動かしていったことに、私たちやっぱり相違はないんじゃないかと思しますので、ぜひ、意見書を上げるということに今回も後押しをすると、実現にこぎつけるということに寄与したいと思えます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。国のほうも動いてないとおっしゃったけど、動いてますんで、加藤大臣から議会に対しましても、広く子育て世代の意見を聞きなさいみたいな御提言もいただいていますし、動いていますのでやっぱりここは国の施策を展開されるということを考えて、今回はいいんじゃないかなと、意見書提出はいいんじゃないかなと、動いていますんで、そこら辺を私は支持したいなと思っています。以上です。

◆星見健蔵委員長 大体よろしいでしょうか。皆さんから御意見いただきました。それでは以上で質疑を終結します。討論ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 やっぱり討論しないといけないと思いますので、同じことにはなりますが、この意見書を上げることが75年ぶりに配置基準の前進をさせることにつながるように、そういう思いで意見書も出されているというふうに思います。保育士さんが働きやすい職場、子供の安全につながる保育所になるように、配置基準引上げのために意見書を上げることに私は賛成です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。公明党谷口です。このたび本当に前進した案が、案ではありますけれども、はっきりと閣議決定後、来年度実施予定というふうに発表されています。それで、逆にこういった陳情を上げることが、こういった案を出しているのに何を言っているんだというふうに捉えかねないかなと思ったりしたりします。お話はよく分かりますけれども、後押しをするということではありますけれども、しっかり本当に前を向いてやるというふうな案でありますので、ぜひといますか、私は、陳情は出さなくてもよいのではないかと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか。

◆寺坂寛夫委員 はい。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。先ほども申し上げましたけど、やはり国で今現在取り組んでおられるし、

また、この前でしょうか、OECD並みにという話があって、そんな無茶など、もう5人に1人とか、6人に1人とかそういう、これもさらなる改善という項目もっております。この3番、スウェーデン並みとかフランス並み。非常に現状では、非常にまだまださらなる改善ということで、それも含めてなかなか今現状取り組んでいるのをまず優先すべきだという考えで、特に出す必要はないという、これは陳情する必要はないと思います。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 私はやはり鳥取市の保護者や子供たちの、より安全な保育環境を望んだり、やはり子どもや保護者がこの保育園で育ってよかったな、こんなことをつくるためにはぜひこの意見書を、市の意見書を上げるべきだというふうに思っております。それで、国も確かにそういう方向を向いているかもしれない。そこは一致しておると思います。ただし、財源が確保されてるわけではありません。だからこそ、市としての思いということでこの意見書をより上げるということが効果的ではないかと思っています。

谷口委員が国はやろうとしとるのにこんなこと上げてと思われらへんだろうかというような不安もあるみたいなお話をされましたけれど、そういうことを思う政府はおかしいと思います。やはり自治体と国というのは、対等な関係になってきていますし、自治体の意見は意見として吸い上げるのが政府の役目だというふうに思いますので、私自身はこの意見を上げてほしい、そんなふうに思っているところです。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。はい、もう皆さんから出されたようですので以上で討論を終結します。それでは、これより令和5年陳情第10号子どものために保育士配置基準の引上げと労働条件改善による保育士の増員と、さらなる賃金引上げを求める意見書の提出を求める陳情を採決します。本陳情に賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◆星見健蔵委員長 挙手多数によって本陳情は採択とすることに決定しました。なお、本陳情は意見書の提出を求めるものですので、委員会提出議案として意見書を提出することになります。意見書案が陳情者から提出されていますが、文案、提出先について御意見ございますか。ございませんか。谷口委員。

◆谷口明子委員 参考のほうで言っているんですか。はい。1こども未来戦略方針に示した配置基準の改善を速やかに実施することとありますけれども、方針の後に、このたび12月に出たこども未来戦略と出ていますので、変えるべきかと思っています。

◆星見健蔵委員長 具体的に申し述べてください。

◆谷口明子委員 こども未来戦略方針ではなくてこども未来戦略案まで入れますか。

◆岩永安子委員 今ので。

◆谷口明子委員 今の。

◆岩永安子委員 今の段階では。

◆谷口明子委員 はい。

◆星見健蔵委員長 未来戦略方針案、未来戦略案。

◆岩永安子委員 未来戦略（案）

- ◆谷口明子委員 こども未来戦略（案）
- ◆星見健蔵委員長 はい、岩永委員。
- ◆岩永安子委員 その文面の中の政府は2023年6月13日に閣議決定しましたってあるんだけど、ここを直すかどうか。12月11日に閣議決定しとるわけですね。それで、中身は一緒だと思うんですけど、その後が続いているものは。
- ◆坂根政代委員 上、直したらいいということです。すみません。
- ◆西村紳一郎委員 これを変えたら概念が変わってくるで。
- ◆岩永安子委員 そう。
- ◆星見健蔵委員長 結局その日程変えても、やっぱりもうすぐ、これは今の政府方針が出される前の文面だけな。
- ◆西村紳一郎委員 前に出てきとるですけ。
- ◆星見健蔵委員長 だけ、一番新しい部分の政府方針がどういう中身なのかというところ。だけ、この文面の中でこれから要望するものと、既にもう政府方針として決定したものととはまた、がらっと変わるからね。
- ◆坂根政代委員 11月時点だけ、いけんわ。
- ◆星見健蔵委員長 そうそう。だけ、ちょっとこれは古いだがな、はっきり言って、6月の段階で。
- ◆坂根政代委員 直せばいい。
- ◆岩永安子委員 だから直せばいいんじゃないかなと。
- ◆星見健蔵委員長 だけ、中身をみんな直さないけんことになるで、もう政府が決定して、もう方針案出して。
- ◆寺坂寛夫委員 直せん。受付受理が11月。
- ◆星見健蔵委員長 はい、岩永委員。
- ◆岩永安子委員 課長、中身としてはこの6月13日に閣議決定しましたというのを12月11日にこども未来戦略案を決定しました。それに続く何対1、2という中身は変わらないですね。
- ◆寺坂寛夫委員 いや、できんだが、それが。
- ◆岩永安子委員 何ですか。
- ◆寺坂寛夫委員 12月に出したんで、11月に出されたの。
- ◆西村紳一郎委員 11月だのに。
- ◆寺坂寛夫委員 陳情で出さないけん、あれを変えて。
- ◆岩永安子委員 いや、だって。はい。
- ◆星見健蔵委員長 はい、岩永委員。
- ◆岩永安子委員 私たちが意見書を上げるわけですから、意見書を上げる中身は、これはあくまで参考に出されたものですので、願意も何も変わらないと思うんですけど。
- ◆西村紳一郎委員 方針案から具体化したものが出た案は変わるとるんじゃない。それが変わったことに対して、まずこの石井さんという方が認識されていると思わん。
- ◆岩永安子委員 石井さんは11月ですから、出してこられたのはね。

- ◆西村紳一郎委員 だから、変わっていることに対しては文面審査で。
- ◆岩永安子委員 どうして。
- ◆星見健蔵委員長 だけ、結局、最終、最近一番近いとこいうのは、12月11日に政府から別に案として出されたでしょう。
- ◆岩永安子委員 はい。さっきから谷口さんが一生懸命言ってくださった中身は、ここに書いてある中身と一緒にじゃないですかと濱田課長に確認したんですけど。違いますでしょうか。ちょっとお願いします。
- ◆星見健蔵委員長 濱田課長、ちょっとじゃあ、はい、濱田課長。
- 濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。ちょっとその11日に案が決定されたかという言い回しはちょっとあれなんですけど、その後の、その中で以降は、案の中で示されている内容と変わってはおりませんので。
- ◆岩永安子委員 そうでしょ。
- 濱田寿之幼児保育課長 この書き方としましては。
- ◆岩永安子委員 そうだ。
- 濱田寿之幼児保育課長 はい。案の内容としても読めるのは読めるかと。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 ということは、先ほど意見が出とったことも未来戦略方針という部分を（案）ということにすることと、それと2023年6月13日のところを12月11日という格好に訂正するだけで、あと、内容については問題ないということですか。
- ◆星見健蔵委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 すみません。濱田課長、12月11日は閣議決定じゃないですね。だから、発表されたという中身でいいですね。
- ◆星見健蔵委員長 はい、濱田課長。
- 濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。あくまで国のこども未来戦略会議において示された案という形でございます。
- ◆星見健蔵委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 すみません。こども未来戦略（案）を2023年12月11日に発表しました。それで、あとは一緒に、1、2、3、4の1がこども未来戦略（案）にするということでもいいじゃないかと思いますが。
- ◆星見健蔵委員長 ただいまの岩永委員からの提案でよろしいでしょうか。玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 はい。無理に変えんでもよくないですかね。この未来戦略の案、皆さん分かってないのに、こども戦略方針とこども未来戦略案、示された案との違いを分かった上で言うんだったらまだしも、この陳情者の意見も、願意も含めて、こども未来戦略方針に示された配置基準の改善を速やかに実施するとか、この文面でも十分いいと思うんですけども、どうでしょうか。
- ◆西村紳一郎委員 こっちのほうがええで。
- ◆星見健蔵委員長 これのほうがええ。なら、つつかずに。
- ◆岩永安子委員 はい。つつかんで。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。訂正します。そのままでもいいです。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。じゃあ、この提出された意見書案ということを使わせていただく、このままで、ということに決定をしたいというふうに思います。それでは以上で。

○毛利 元局長補佐 委員長。

◆星見健蔵委員長 はい、事務局。

○毛利 元局長補佐 確認でございます。先ほど御決定いただいた案に基づいて、これから議案形式に事務局のほうは作成にまいりたいかと思っております。それで、あと1つ御確認でして、標準用字用例に基づいて何か所か訂正しなければならない点の御確認をお願いしたいかと思っております。

まず、最初の段の保育所は子育て家庭をささえるというのがひらがなになっておりますけれども、ここはもし、用例に基づくと漢字の支えるというような格好になるのかなというふうに思っています。

◆星見健蔵委員長 どんな字、どんな字ですかいな。

○毛利 元局長補佐 支援の支です。支える。はい。

◆星見健蔵委員長 小学校しか出とらんけ、分からん。

○毛利 元局長補佐 実はそういったところがありまして、あと、3行目のすすむというところはひらがなのすすむではなく、漢字の進むになります。それで、それからもう1つですけれども、最後の1、2、3の4番の、最後の4のとるところというところ、措置をとるというのはひらがなではなくて漢字の取ると、取捨選択の取、入取の取というか、取るというようなところでいうところ、それから3番目の引上げのきは本来これ取るという表記になりますので、そこら辺はちょっと用字用例に基づいて整文をさせていただくことについて、よろしいかどうか、ちょっと御確認をお願いしたいと思います。

◆星見健蔵委員長 はい、ただいま事務局の毛利さんのほうから提案がございました。先ほどの事務局の説明を皆さんがお聞きになられていかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 じゃあ、そのように。

○毛利 元局長補佐 それともう1つ、もう1か所。ちょっと一番大きなところで、ちょっと御議論が分かれるのが、子どものどもですけれども、本来だったら表記は漢字の供なんですけど、これについてはいかがいたしましょう。このままなのか、漢字に変えるのか、その点もお願いいたします。

◆星見健蔵委員長 はい、今、事務局から提案がございました。子どもの子、漢字になっておりますが、このままでいいですか。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。前に意見書を提出したときにも、子どもの子が漢字でどもはひらがなで出したと思います。はい。

◆星見健蔵委員長 ということでよろしいですか。じゃあ、そのように、事務局の提案どおりと

いうことでさせていただきます。それでは以上で陳情審査を終了します。皆さんのほうで何か御意見等ございましたら。よろしいですか。はい、それでは本当に長時間大変お疲れさまでした。以上で福祉保健委員会を終了します。どうもお疲れさまでした。

午後3時41分 休憩

午後4時10分 再開

◆**星見健蔵委員長** それでは始めさせていただきます。事務局のほうから文面を用意していただきました。この中でまず、順番にいきたいと思いますが、年金制度における外国人の脱退一時金の是正を求める意見書の提出についてということで案としてございます。それで、皆さんで議論していただいて、削除するところ、それから事務局のほうから文言の議事録等に鳥取市議会の要件を入れていただいて、変更等がなされるところについて調べていただきました。それと提出先ですが、この出されていた陳情書には提出先がなかったということでありますけれども、他都市の例等踏まえて事務局のほうから衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣様、それから案として財務大臣、厚生労働大臣、出入国在留管理庁長官ということで案としていただいております。この文面とこの提出先について皆さんのほうからよろしいのかどうなのか、御意見をいただければと思います。坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。文案はいいと思いますが、提出先は出入国在留管理庁長官というところまで必要なんでしょうか。ちょっと私はそこは要らないような気がしたもんですから。すみません。失礼いたしました。

◆**星見健蔵委員長** 事務局はどうですか。

○**毛利 元局長補佐** あくまでもこれは、この方が出された陳情採択された議会が少なくともこういった部署に送っていらっしゃるということで、案としてお示しただけの話ですので、委員会の中で、例えば、これはどうかっていう話があれば、今御確認をさせていただいて結論をいただいたらよろしいかと思います。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 今、事務局のほうから提案をいただきましたが、委員の皆様の方で御意見が。はい、岩永委員。

◆**岩永安子委員** 論議の中で日本の年金制度についていろいろ問題がある、調査研究が必要だっというようなことが出てきたと思いますので、私も日本の中で考えることじゃないのかなと思いますが。

◆**星見健蔵委員長** ということは、出入国在留管理庁長官までは必要ないということですね、そのほかどんなでしょうか。玉木委員。

◆**玉木裕一委員** はい。ちょっとその出入国在留管理庁長官というものがどこまでの組織かあまりちょっと存じてないんですけど、こども家庭庁とかにも長官にも宛てていますし、この国の出入りのこの要のところだと思いますんで、こういったところにも課題共有ということで送ってもいいんじゃないかとは思っています。

◆**星見健蔵委員長** いかがでしょうか。送るのだから、別にええじゃないか送ってもということこ

ろですね、不足するんじゃない付け加えるほうだけね、増えるほうの。坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。私は玉木委員と反対の意見で、出入国在留管理庁長官というか、管理庁というところはまさに外国人の本当に出入国であるとか、そういうことを管理するところであって、年金のことを管理するところではないんですね、そういう意味で私自身はここは要らないのではないかと、特に大きな議論としてはこの年金問題のこの制度のありようを考えるとということだったので、その趣旨から言えば要らないのではないかとということで、初めに言わせていただきました。説明不足だったので、ちょっと補足含めて言わせてもらいました。

◆**星見健蔵委員長** ということですが、皆さんのほうはいかがですか。はい、寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** 要は出入国一旦我が国を出るといのがあったりですね、その辺がやっぱり、その辺からまた入ってきたりするということがあるけ、やっぱりその管理局のほうがきっちり把握されていると思いますから、その辺はね。また、一時、一旦帰国されてまた入って来たんだなというのは分かるし、そういう実態が分かればどの程度、関連は多少すると思います、ある程度ね、日本にずっとおるだけじゃない、一旦帰ってそれから再入国したときにまた、仕事がなくて、生活保護受けるという格好あるでしょうけ、その出入りさえチェックできるような感じで管理局がね、だけ、別にその中にあってもいいんじゃないかなと思います。

◆**星見健蔵委員長** 提出して損になるようなことはないと思うけども、どんなですか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** その外国人を管理する、出たり入ったりするのを管理する、それはその出入国在留管理庁の仕事かもしれないですけど、そもそも年金制度の脱退一時金の中身とか、そういうのは出入国管理庁が関係することじゃないと思うんです。やっぱり年金制度の問題だと思いますので、何か余計なところに出す必要はないんじゃないかなと思います。

◆**星見健蔵委員長** いかがでしょうか。

◆**寺坂寛夫委員** いいじゃないですか。

◆**星見健蔵委員長** ビザが切れたり……。

◆**寺坂寛夫委員** ビザやあも書いてある、就労ビザ、永住資格申請。

◆**星見健蔵委員長** あるじゃないですか。強制退出っていうかね、そういうのも。だけ、そういうことから言って関係が全くないということにはならないと思うんだけど、別にこれをここに提出して何か不具合が生じることになりゃあ別だけど、どんなですかいな、提出するだけの話なんで、坂根委員さんどんな。玉木委員。

◆**玉木裕一委員** 今、ホームページ見ていますけど、この外国人が日本で安心して生活するために必要なことをこのかなりいろんなところを省庁またがってサイトを引っつけて案内しているんで、出る、入るだけじゃなくて、日本で在留の管理をするところみたいな感じのところなんで、まさにこの問題にも関係はしているとは思いますがね。ただの年金だけではなくて、いろんなことをかなりそういったところを紹介しているようなところなんで、と見受けました。

◆**星見健蔵委員長** 坂根委員。

◆**坂根政代委員** 玉木委員が見ていただいたこともあると思いますけど、今回は年金制度改革というところでの意見書ですから、そういった意味で別に私は出入国の在留局長までに管理していただかなくていいと制度のこと自体を、制度実施に関わってはその制度が決まって制度実施

に関わっての周知が必要でしょうけれど、そう思っただけのことでした。

◆星見健蔵委員長　じゃあ、もう採決取りますわ。

◆坂根政代委員　はい、いいです。そうしてください。

◆星見健蔵委員長　じゃあ、この案のとおり、出入国在留管理庁長官まで含めるということに賛成の方挙手。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長　はい、4人。じゃあ、賛成多数ということで、この案のとおりで提出をさせていただきますということに決定します。

◆坂根政代委員　はい。分かりました。

◆星見健蔵委員長　次に、子どものために保育士配置基準の引上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書の提出についてということで、文面はこのままでいいではないかということで決定をいただきました。それで、事務局のほうから文言について、議事録上の鳥取市の方針どおりに訂正をさせていただいております。このようにさせていただくということで、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長　はい、じゃあ、そのようにさせていただきたいと思います。じゃあ、文面のほうも問題ないですね、このままでいいということだったんで。以上で福祉保健委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。

午後4時20分　閉会

令和5年12月定例会 福祉保健委員会

(議案審査、陳情審査)

日 時：令和5年12月20日(水)

午前10:00～

場 所：本庁舎7階第1委員会室

福 祉 部

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第139号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第7号)【所管に属する部分】
- ・ 議案第141号 令和5年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)
- ・ 議案第142号 令和5年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算(第2号)
- ・ 議案第145号 令和5年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算(第1号)
- ・ 議案第161号 鳥取市高齢者福祉施設の指定管理者の指定について
- ・ 議案第162号 鳥取市障害者福祉センターの指定管理者の指定について
- ・ 議案第163号 鳥取市湯谷荘の指定管理者の指定について

2 追加議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・ 議案第197号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第8号)【所管に属する部分】
- ・ 議案第199号 鳥取市国民健康保険条例の一部改正について

3 陳情【質疑・討論・採決】

<陳情（新規）>

- ・令和5年陳情第9号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出をもとめる陳情

健康こども部（福祉部終了後）

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第139号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第7号）【所管に属する部分】
- ・議案第164号 鳥取市立保育所の指定管理者の指定について
- ・議案第165号 鳥取市立児童館の指定管理者の指定について

2 追加議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第197号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）【所管に属する部分】

3 陳情【質疑・討論・採決】

<陳情（新規）>

- ・令和5年陳情第10号 子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書の提出を求める陳情